

# 名島城跡

## I

福岡市埋蔵文化財調査報告書 第318集

1993

福岡市教育委員会

# 名島城跡

## I

福岡市埋蔵文化財調査報告書 第318集



遺跡略号 NZE-1  
遺跡調査番号 9023

1993

福岡市教育委員会



1. 調査区全景



2. 石垣根石列

## 序

今を去ることおよそ400年前、豊後の戦国大名大友氏の筑前支配の戦略的拠点であった立花城の支城として、名島城は天文年間（1532～55年）に立花鑑載によって築城されたといわれています。その後、豊臣秀吉の九州平定後の1588年から小早川隆景によって修築され、以後黒田長政による福岡城築城までの20年間、筑前国領主の居城として内外に覗みを利かせてきました。廃城後は建築材、石材の搬出、国際飛行場、火力発電所の建設など荒れるに任せ、現在堀は埋め立てられ本丸周辺は閑静な住宅地、三の丸周辺は団地が建設されるなど名島城の遺構はほぼ壊滅状態とされてきましたが、今回の本丸天守台東側の発掘調査では石垣や建物の遺構が確認され、一帯が旧地形をとどめ遺構の残りも良好であることがわかりました。本書はその調査の成果を報告するものです。

本書が文化財に対する認識と理解を深めていく上で広く活用されますとともに、学術研究の分野で役立つことができれば幸いです。

発掘調査から資料整理にいたるまでご理解とご協力をいただいた株式会社大倉建設関係各位に対し、心から感謝を表する次第です。

平成5年1月

福岡市教育委員会

教育長 井口雄哉

## 例　　言

1. 本書は㈱大倉建設による共同住宅建設に伴い、福岡市教育委員会埋蔵文化財課が平成2年度に発掘調査を実施した名島城跡第1次調査の報告である。
2. 本書に掲載した遺構の実測は担当の福岡市教育委員会埋蔵文化財課の佐藤一郎の他、荒牧宏行(福岡市教育委員会埋蔵文化財課)、渋谷恵子、横田美夏子が、撮影は佐藤があたった。
3. 本書に掲載した遺物の実測は佐藤が、拓影は藤村佳公恵が行い、撮影は佐藤があたった。
4. 製図は遺構を藤村佳公恵が、遺物を佐藤が行った。
5. 本書の執筆はI～Vを佐藤が、VIを本多博之(福岡市博物館)が行った。
6. 本書は編集は佐藤が行った。
7. 本報告の記録類、出土遺物は、収蔵整理の後、福岡市埋蔵文化財センターで保管されるので、活用されたい。

## 目 次

### 序

### Iはじめに

I 1 調査に至る経過	1
I 2 調査の組織	1
II 遺跡の位置と環境	3
III 発掘調査の概要	5
IV 遺構と遺物	6
V 小結	15
VI 名島城関係資料について	31

## 挿図目次

第1図 名島城跡周辺遺跡分布図	1
第2図 名島城跡周辺地形図	折り込み
第3図 名島城跡第1次調査遺構配置図・土壙断面実測図	4
第4図 建造物遺構実測図	折り込み
第5図 石垣根石列・石組遺構・雨落ち溝実測図	折り込み
第6図 調査区南側南壁・北壁土層断面、試掘トレンチ内石垣実測図	8
第7図 出土遺物実測図	9
第8図 出土軒平瓦実測図	10
第9図 出土軒平瓦・軒平瓦実測図	11
第10図 出土軒平瓦・丸瓦実測図	12
第11図 出土平瓦実測図	13
第12図 名島城絵図（小早川氏入国時）	16
第13図 名島城絵図（黒田氏入国時）	17

## 図版目次

- 図版1 1. 調査区全景（南東から） 2. 建造物遺構（南から）  
図版2 1. 調査区全景（南から） 2. 天守台を望む（東から）  
図版3 1. 石垣根石列（低いアングルで 北東から）  
2. 石垣根石列（低いアングルで 南から）  
図版4 1. 石垣根石列（低いアングルで 北東から）  
2. 石垣根石列（裏込めを取り除いた後 北東から）  
図版5 1. 石垣南壁（北から） 2. 石蔵（南から）  
図版6 1. 調査区北東端拡張区（南西から） 2. 調査区南東端（西から）  
図版7 1. 雨落ち溝（西から） 2. 試掘トレンチ内石垣（東から）  
図版8 名島城跡空中写真  
図版9 名島城跡第1次調査出土軒丸瓦（1）  
図版10 名島城跡第1次調査出土軒丸瓦（2）・軒平瓦（1）  
図版11 名島城跡第1次調査出土軒平瓦（2）  
図版12 名島城跡第1次調査出土軒丸瓦・平瓦他出土遺物

## I はじめに

### 1 調査に至る経過

1990年、株式会社大倉建設から本市に対して東区名島一丁目11番における共同住宅建設に伴う埋蔵文化財事前審査願書が申請された。申請地は周知の埋蔵文化財であるところの名島城本丸天守台東側に位置する。福岡市教育委員会埋蔵文化財課が、これを受けて1990年3月15日に試掘調査を実施した結果、天守台の石垣の一部が二重に確認された。申請者と埋蔵文化財課は文化財保護に関する協議をもったが、申請面積910m<sup>2</sup>の内建物部分の約622m<sup>2</sup>を対象にやむを得ず記録保存のための発掘調査を行うこととなった。株式会社大倉建設と福岡市との間に発掘調査および資料整理に関する受託契約を締結し、調査は同年7月19日から9月8日まで行われた。

### 2 調査の組織

調査委託 株式会社大倉建設

調査主体 福岡市教育委員会埋蔵文化財課

調査統括 埋蔵文化財課長 柳田純孝（前任） 埋蔵文化財課長 折尾学

第2係長 柳沢一男（前任） 第2係長 塩屋勝利

庶務担当 松延好文（前任） 吉田麻由美

調査担当 試掘調査 吉留秀敏

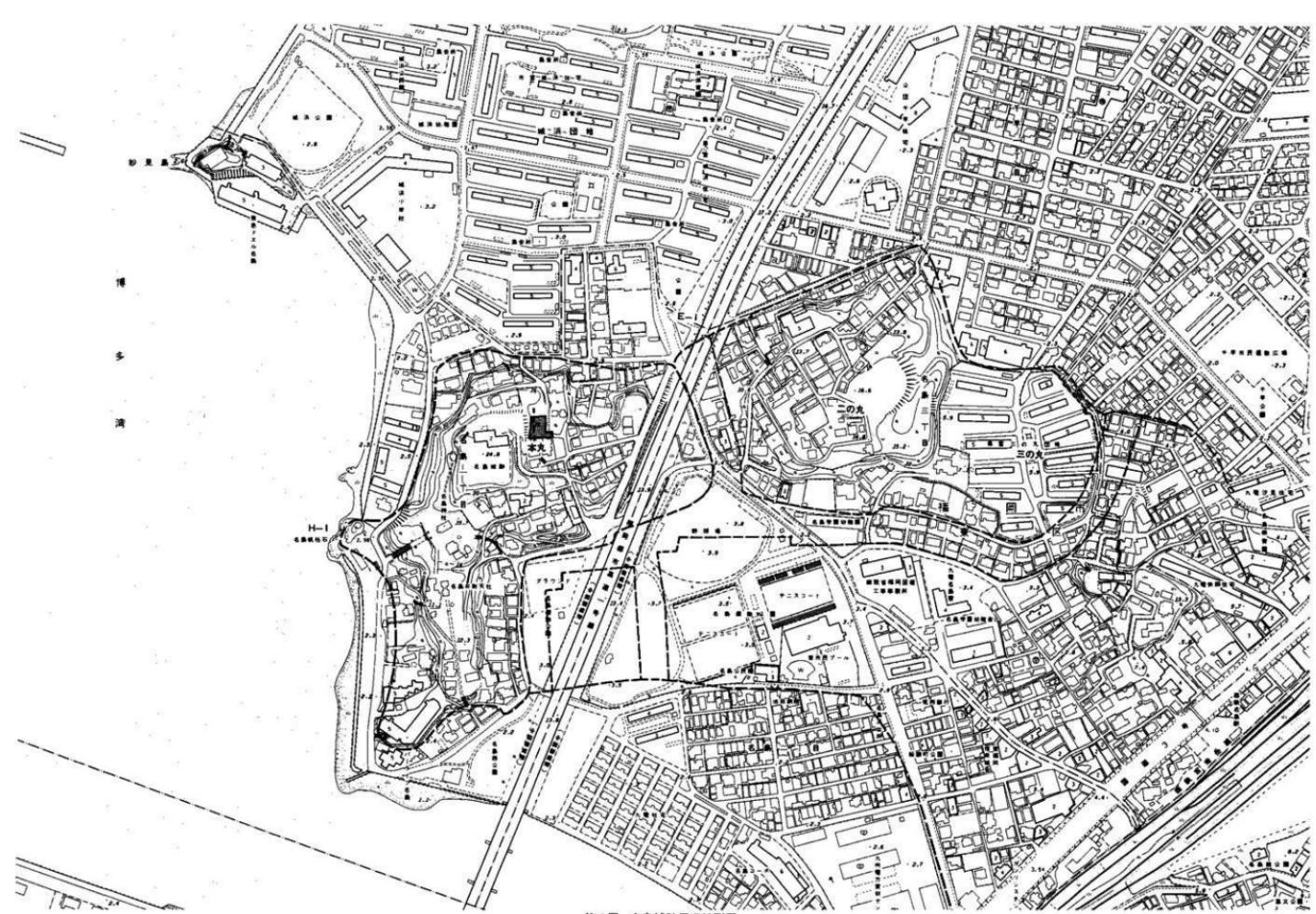
発掘調査 佐藤一郎

発掘作業・資料整理協力者 石松晋・小笠原浦太・香月猛志・島幸司・田中秀敏・浜田寿朗・森実邦彦・相川和子・青木春香・上野ミヤ子・川上すぎえ・久家小百合・黒木美代子・渋谷恵子・下河純子・菅野シゲ・高石ヤス子・田中依里・田中ヤス子・中溝知佐子・平野志津江・藤野邦子・藤村佳公恵・星子輝美・丸山信枝・村田トヨ子・宮崎芳子・横田美夏子

その他、発掘調査に至までの諸々の条件整備、調査中の調整等について施主の株式会社大倉建設をはじめとする皆様には多大なご理解とご協力をいただき、調査が円滑に進み無事終了することができました。ここに深く感謝します。



第1図 名島城跡周辺遺跡分布図

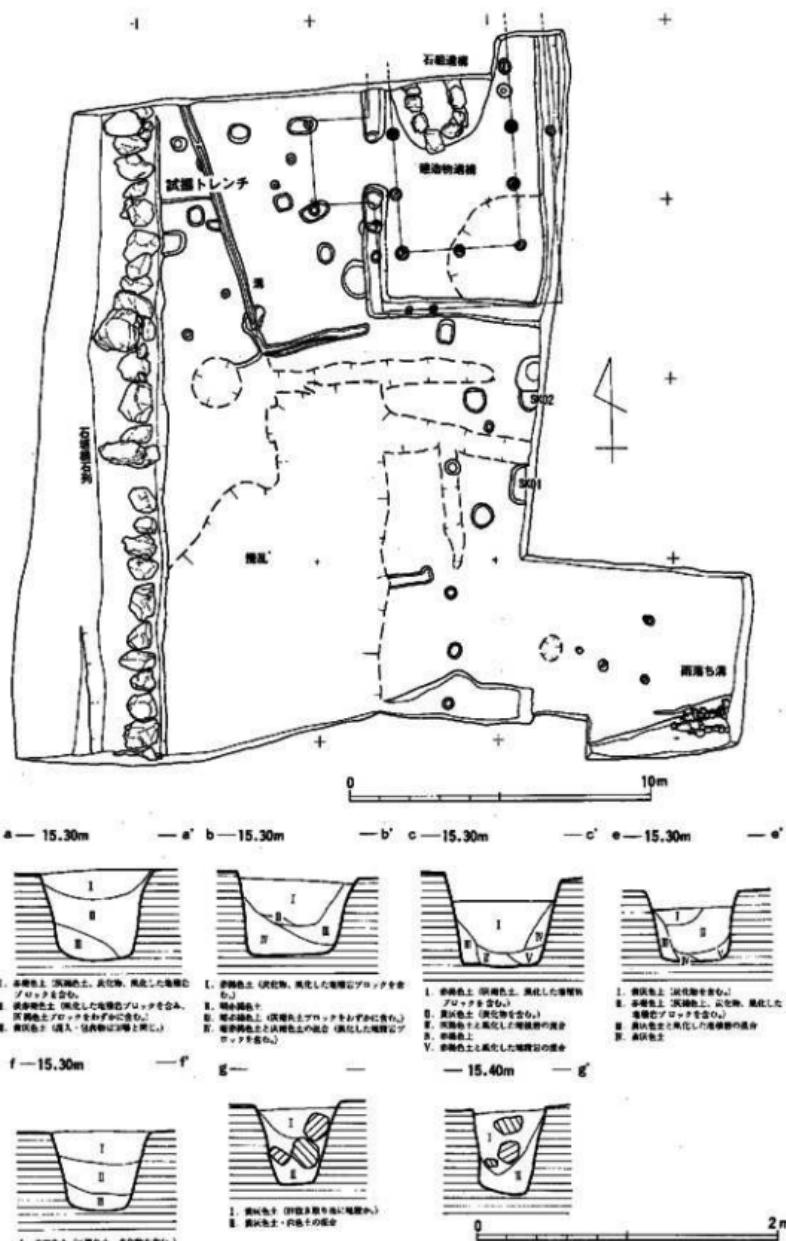


第2図 名島城跡周辺地形図

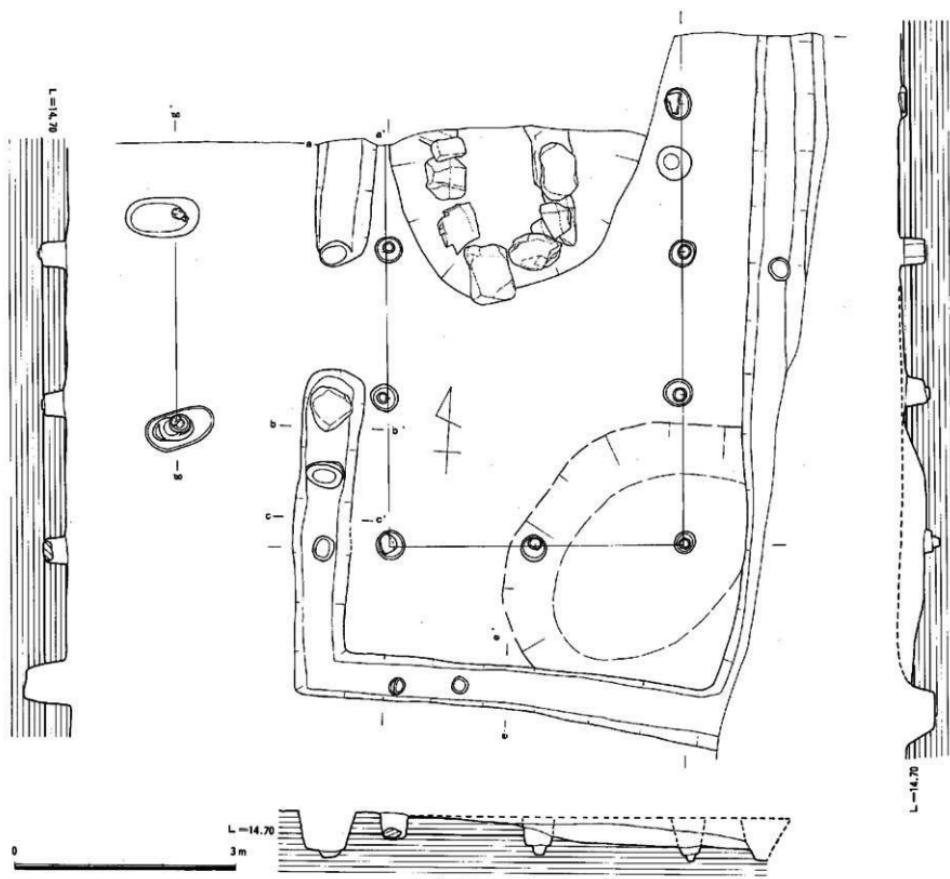
## II 遺跡の位置と環境

名島城は、柏原平野の東北端を西流する多々良川河口の右岸、立花山（367m）、三日月山（265m）、城ノ越山（180m）等の山地から西にのびる香椎・新宮丘陵の西端に位置し、三方を海で囲まれ、東側が山継ぎである。名島城は北に本丸その南に二の丸、三の丸を配し、周囲を海水を引き込んだ堀割と空堀で防護した海城であり、東西840m、南北280~400mの規模である。立花山頂にそびえる立花城は豊後の戦国大名大友氏の筑前支配の戦略的拠点であったが、その支城として天文年間（1532~55年）に立花鑑載によって築城されたといわれるのが名島城である。1587（天正15）年、豊臣秀吉が島津征伐によって九州を平定した際、その先鋒としてめざましい武勲をあげた小早川隆景（1533~1597）は、その功で同年筑前一国と筑後三井、三原・肥前基肄、義父の各二郡を与えられ、立花城に入る。そして、翌1588年から名島城の築城にかかり、1600（慶長5）年までの13年間、小早川氏の居城となる。当時博多の町は1586（天正14）年の島津氏の焼き討ちなど度重なる戦火によって疲弊しきっており、1587（天正15）の秀吉の命による太閤町割などの復興がなされている最中であり、後の朝鮮出兵のための兵站基地としての博多と同様に、大陸への戦略的拠点の一つとして期するものがあったであろう。1600（慶長5）年、関ヶ原の戦いの功績で筑前国を与えられた黒田長政は名島城に入城したが、翌1601（慶長6）年から新たに福崎の地に福岡城の築城を開始し、1607（慶長12）年の完成後に移転したため、名島城は廃城となった。『筑前国続風土記』によると、「然るに此城三方に海あり、一方には山づき城下の境内せばくして、久しく大国を守るの地に非ずとて、其父如水と相議し、翌年より福岡に城を築かる。是に依て名島の城の石壁櫓等悉く崩して福岡に運漕せり。」と移転の理由、福岡城築城の際に名島城から建築材、石材を運び出したことを記している。移築されたとされ現存する建造物として博多区千代の崇福寺唐門（県指定文化財）、中央区域内に名島門（市指定文化財）などがある。

以下、周辺の遺跡を概観していく。名島城が立地する多々良川河口の右岸丘陵には全長が推定29.5mの前方後円墳である名島古墳が調査され、三角縁神獣鏡が出土している。<sup>1</sup>名島城の東方3.6kmの多々良川左岸の沖積微高地に多々良込田遺跡が位置し、弥生時代~古墳時代前期の集落跡、古代の掘立柱建物から構成される官衙跡が検出されている。名島城から南に約3kmの博多湾岸の古砂丘上には箱崎遺跡群、南約6kmには博多遺跡群が位置し、名島城の築城から廃城まで夥しい量の物資がその間を往来したことであろう。名島城の南南西約8kmの福崎丘陵上には、古代の迎賓館『大宰府鴻臚館跡』、そして名島城の後身であるところの福岡城跡が位置する。



第3図 名島城跡第1次調査造構配置図・土層断面実測図



第4図 建造物造橋実測図

### III 発掘調査の概要

今回の調査地点は名島城絵図からみると、本丸天守台の東斜面から平坦部にかかる位置に相当する。発掘調査は、1990年7月16日に表土剥ぎから開始した。排土置き場を調査区域内で確保しなくてはならない都合上、北側から剥いだ堆土は南端に盛り土し、盛り土が可能な限り北側約1割の調査後、排土置き場の残り部分を打つ手替えして調査を行うこととした。調査区の西縁では試掘調査で確認された天守台の石垣根石列を検出した。基盤は風化した第三紀層の堆積岩で、折からの猛暑も重なり、遺構面は堅く締まり散水しながら遺構の検出にあたった。日差しが強い日は特に遺構を識別することが困難であった。調査区域周辺は住宅地となる以前は別荘地として利用され、調査区の中央部南側は擾乱を受けている。石垣根石列の東側では基盤からの掘り込みを確認した。その掘り込みの底面に根石を安定させるための栗石を敷いた上に、直径約1mほどの根石が並べられ、ほぼ南北に列をなす。延長約22m検出した。根石上の石積みは中央の1つを除いてなく、「筑前国続風土記」の「是に依て名島の城の石壁楼等悉く崩して福岡に運漕せり。」の記事を裏付ける。掘り込み、裏込めは挙大の礫で充満し、裏込めの上面からは夥しい量の瓦片が出土しており、堀城後の上部からの流れ込みであろう。7月末からは、石垣根石列東側平坦部分の遺構精査にかかり、梁間4間、桁行3間以上の長大な建造物の遺構を検出した。8月2日に全景の写真撮影、8月3日からは遺構実測に着手した。8月中旬からは、石垣根石列の裏込め、前面掘り込みの礫の取り除きにかかった。8月10日には、石垣根石列部分を残して、南側排土置き場の残り部分を打つ手替え、表土剥ぎを行った。8月18日、石垣根石列の裏込め部分は斜面にかかり調査区の西壁面は法をつけ引きをとった。そのため、裏込め部分の調査はかなりの制約を受けたが、調査区が若干東偏するため南西端に限っての裏込め部分をさらに奥へ精査することができた。その結果、東側からの掘り込み上端から西へ約2.4mのところで掘り込みの天守台脚の上端が確認され、根石列が浅い溝の底面に据えられていることが判明した。溝は延長4.5m検出した。8月22日に、礫を取り除いた石垣根石列の写真撮影の後、実測を開始した。8月29日には、調査区南東端部で石組みの雨落ち溝を検出した。底面には平瓦が敷かれていた。雨落ち溝を伴う建物が、調査区外南側に存在した可能性がある。8月31日には、これまでの発掘調査の概要を記者発表、翌9月1日に現地説明会を行った。その後実測を行い、9月5日に調査対象区域外に延びる試掘トレンチを渡し、石垣根石列のさらに天守台側の石垣を検出した。調査対象区域内で検出した石垣とは異なり残存は良好で、石積み上下約3m分を確認した。調査対象区域内で検出した石垣根石列は魔城まで存続した拡張のもので、天守台よりの石垣はそれ以前のもので、拡張後長く埋め殺しにされていたため、福岡城築城の際に運び出されることを免れたのであろう。

## IV 遺構と遺物

### 検出遺構

建造物遺構（第4図、図版1）調査区の北側で、主軸の方位をほぼ真北にとる梁間2間、桁行3間以上の南北棟の掘立柱建物とその周間に主軸の方位をやや東偏しコの字状にめぐる溝状遺構を検出した。これらが同時に併存したものが建て替えによるものかは検討を要する。

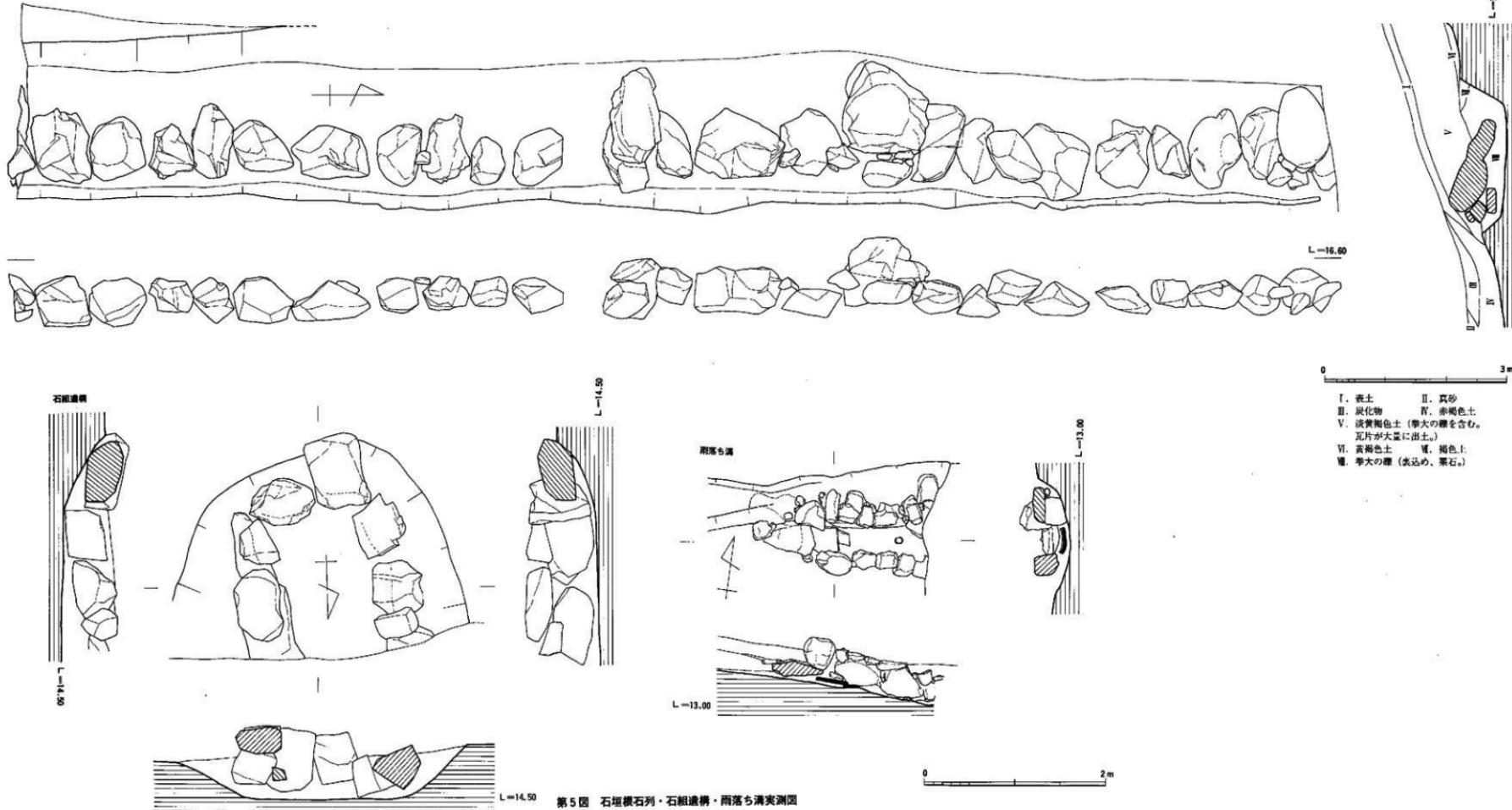
溝状遺構の検出した長さは東西6.6m、南北9.8m、検出面からの深さ0.4~0.5mを測る。埋土中から青花磁片等が出土している。溝状遺構は土層観察から掘鑿後すぐに埋められ、或いは布掘りの建造物遺構と想定して検出にあたったが、明確に柱の痕跡を確認することはできなかった。記録にみられるように福岡城築城の際建築材を運び出したのであればその抜き取りの掘り込みが確認されようが、土層をみるとかぎりは掘鑿後すぐに埋められ後の二次的な掘り込みは認められず、溝状遺構の端面に破壊、崩落の痕跡も見出せなかった。溝状遺構の北辺に1間分途切れた部分があり、その南側の溝状遺構北端に偏平な石が据えられていた。あるいは、溝状遺構上に礫石としてめぐらされたもの一つかもしれない。溝状遺構はその際の掘り込み地業と考えられる。1間分の切れ目の西2mに平面形が梢円形の柱穴2個が長軸を東西にして、南北3mの間隔を取って検出された。この柱穴は建物の出入り口の向拝を支えたものであろうか。柱穴の土層をみると根固めのための礫はみられるが柱痕跡は見出せず、上層は柱を抜き取った際の掘り込みかと考えられる。

掘立柱建物は梁間の全长4m、桁行の調査区内で検出した長さ6mを測り、柱間の寸法は梁間・桁行とともに約2.0m（6尺5寸）を測る。柱穴掘り方は円形で、径30~36cm、深さ24~40cmを測り、内2個の柱穴は根石をもつ。溝状遺構を掘り込み地業としそれに伴うものとした場合、身舎、もしくは内部の間仕切りと考えられる。

石組遺構（第5図、図版5）調査区北側の建造物遺構の内側で検出した。北側は調査区外に延びる。径50~80cmの礫岩の石組2段が残存していた。内法は幅1.0m、深さ80cm、検出した長さ1.6mを測る。石は雑然と積み上げられ、そのすき間を小振りの割石で充填し安定させることなどは行わず、周囲の掘り方埋土を掘り上げると極めて不安定となり、検出した時点で原位置からかなり動いた状態にあったとみられる。

これら一連の建造物遺構の性格については、調査結果と天守台の東側にあたる今回の調査区域付近が絵図では宝蔵と記されていることと結びつけるのは妥当ではあるが、長大かつ堅牢な構造をもつ建造物遺構を藏と見なしている。石組遺構についても、それに付随する石蔵と考えている。

石垣根石列（第5図、図版3・4）調査区の西線、天守台の東斜面との境で天守台に伴う石垣根石列を検出した。石垣根石列の両側で基盤からの溝状の掘り込みを確認した。溝は上端幅



第5図 石垣模石列・石組造橋・雨落ち溝実測図

約2.4m、基底部幅約1.8m、深さ約0.4~0.9mを測る。溝の両肩が検出できたのが、延長約22m検出した石列の内の4.5mである。その掘り込みの底面に根石を安定させるための栗石を厚さ約20cmに敷いた上に、直径約1m、厚さ約50cmのやや平たい根石が並べられ、ほぼ南北に列をなす。根石の前面は直線に通り、上面は平坦にそろえられ約30°の勾配をとる。根石に用いられている石材25個の内訳は、花崗岩12、蛇紋岩9、花崗閃緑岩2、安山岩1、玄武岩1である。花崗岩が福岡市東区志賀島、蛇紋岩が柏原郡須恵町、篠栗町周辺の三郡变成帯、安山岩が宗像郡玄海町鍾崎産出のもので、博多湾岸の近接した地域から石材を供給している。<sup>註2</sup>根石上の石積みは中央の1つを除いてなく、「筑前国続風土記」の「是に依て名島の城の石壁櫓等悉く崩して福岡に運搬せり。」の記事を裏付ける。掘り込み、裏込めは拳大の礫で充填し、裏込めの上層（拳大の礫を含む淡黄褐色土）からは夥しい量の瓦片が出上しており、廃城後の上部からの流れ込みであろう。

雨落ち溝 SD11（第5図、図版7）調査区南東端部で西から東に流れる石組みの雨落ち溝を検出した。主軸の方位は8°西偏する。基底には半瓦が敷かれていた。瓦は2枚残存し、1段目の石および瓦の下には灰白色土ブロック混じりの黄褐色土が充填されている。内法は幅0.3m、検出面からの深さ30cm、検出した長さ2.1mを測る。遺構の上面から軒平瓦を含むまとまった量の瓦片が出土した。軒平瓦は額、脇区の幅が狭い新しい型のものである。廃城直前の遺構であろう。雨落ち溝を伴う建物が、調査区外南側に存在した可能性がある。

#### 土壤

SK01 調査区東壁で検出した南北長1.3m、深さ15cmの土壤で、土師器杯、瀬戸・美濃系天目椀、備前焼すり鉢の破片が出土した。今回の調査で唯一のまとまった陶磁器類の出土である。

SK02 調査区東壁 SK01の北2.4mで検出した土壤で、北側は擾乱を受ける。残存長0.7m、深さ10cmを測る。橋文軒丸瓦が出土した。

溝 建造物遺構と根石列の間で検出した矩形の溝である。幅30cm、深さ15cmを測り、延長12.4m検出した。調査区北端から南に9.0mで東に直角に折れ、東に3.4mのところで削平によりとだえる。主軸の方位は17°西偏する。底面の傾斜はほとんどない。

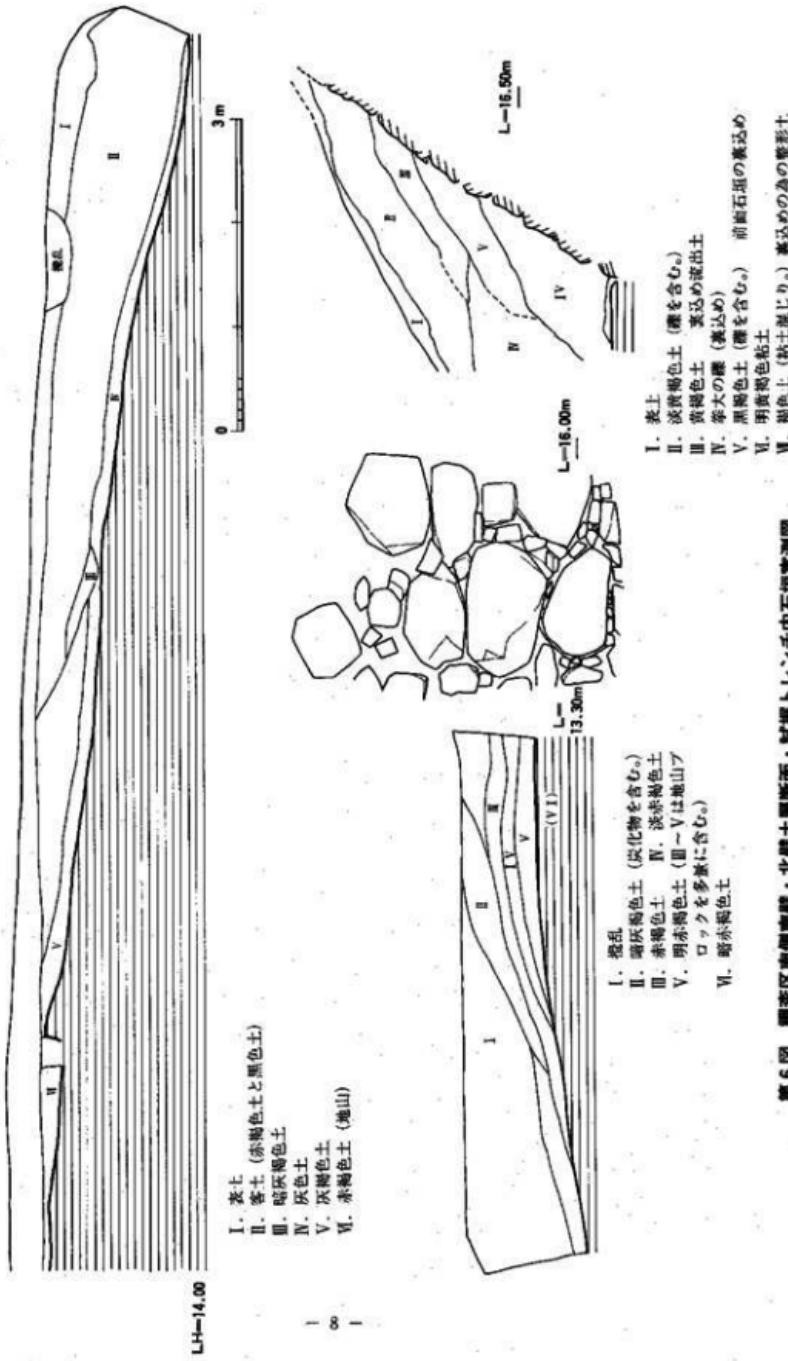
#### 出土遺物

SK01出土遺物（第7図、図版12）

備前焼すり鉢(1) 口縁部は内側にくの字に屈曲し、端部は内傾しやや痩む。口縁部外面に凹線をめぐらせる。

土師器 杯(2)の底部の切り離しは糸切りで、体部から内底まで横ナデを施す。口径11.0cm、器高2.2cm、底径6.5cmを測る。

瀬戸・美濃系天目椀(3)は直線的に聞く体部から口縁部が（ほぼ直に立ち上がり）、端部は外側に屈曲する。



第6図 調査区南側南壁・北壁土層断面・試掘トレンチ内石垣実測図

VII. 鮎色土 (粘土脱じり) 疎込めの為の整形。

建造物遺構出土遺物（第7図、図版12） 建物を構成すると考えられる溝状遺構からの出土  
青磁(4) 高台は断面四角形で、外底中央が尖る底部片である。

青花磁(6・7) 6は口縁部内外面に2条の界線、体部内外面には染濃みの文様の断片がみ  
られる。小片であるため、器種等詳細は不明。7は口縁部内面に1条の界線を染付する口縁部  
の小片である。

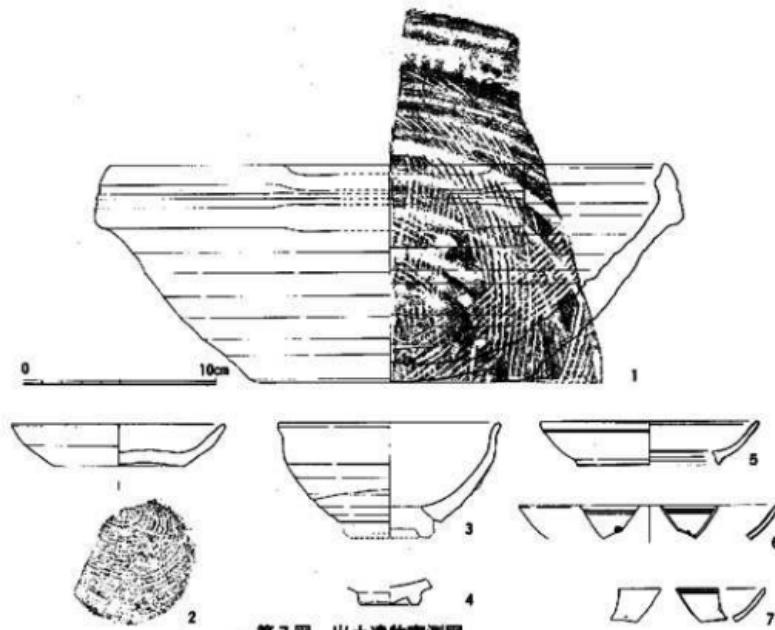
根石列裏込め上層出土遺物（第7図、図版12）

青花磁(5) 口縁部内外面、内底見込みに1条の界線を染付する。復元口径11.4cm、器高  
3.2cm、底径7.2cmを測る。

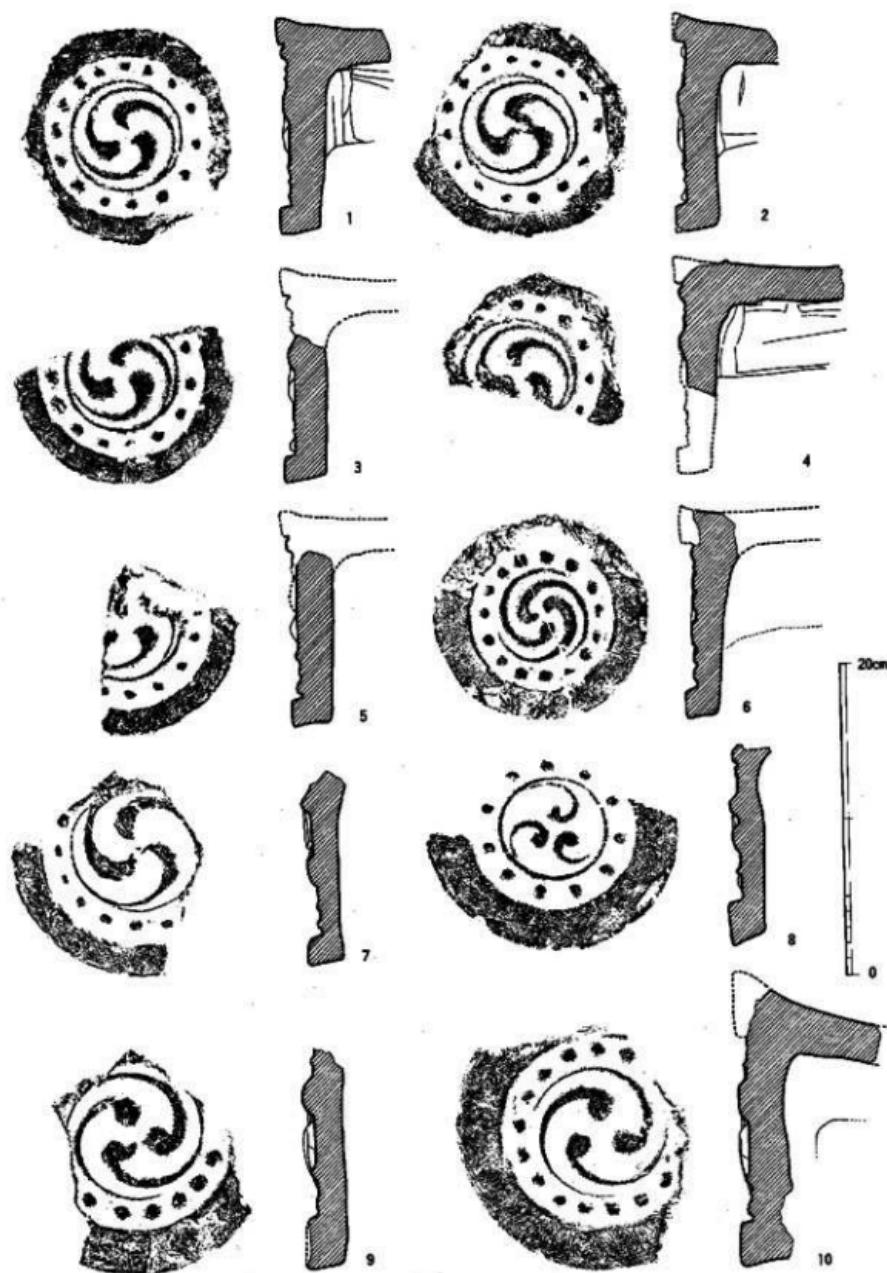
瓦 石垣根石列裏込めの上層から夥しい量の瓦が出土した。容量28ℓの整理用コンテナで20  
箱を越える。ここではその中から選別された軒丸瓦、軒平瓦、完形の丸瓦・平瓦について報告  
していく。特記しない限り、根石列裏込めの上層からの出土である。

軒丸瓦（第8・9図、図版9・10）

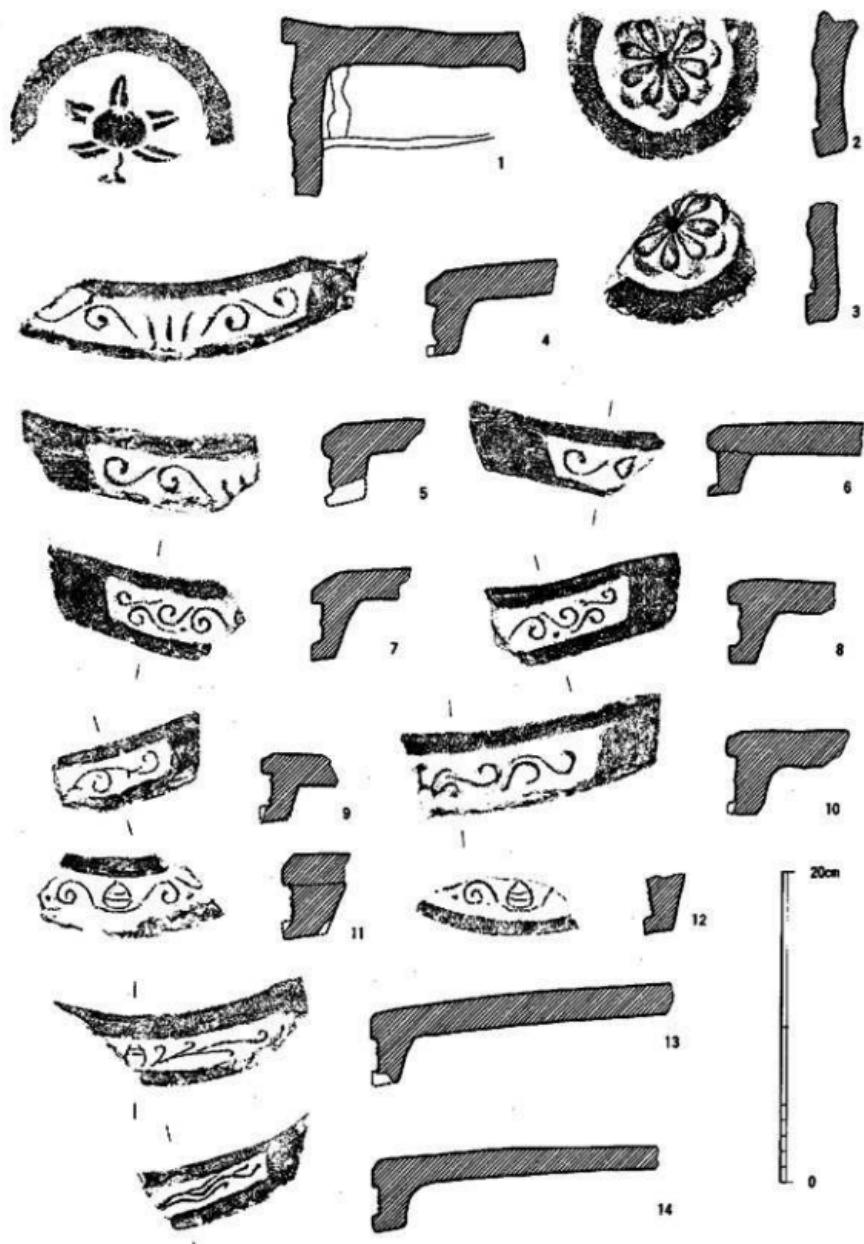
三巴文軒丸瓦（1～10） 内区に三巴文、外区に珠文を配し、周縁は素文である。1～5は  
右廻りの巴は尖り気味の頭部から長く尾をひき珠文帯と内区巴文の間の界線に続く。珠文数は



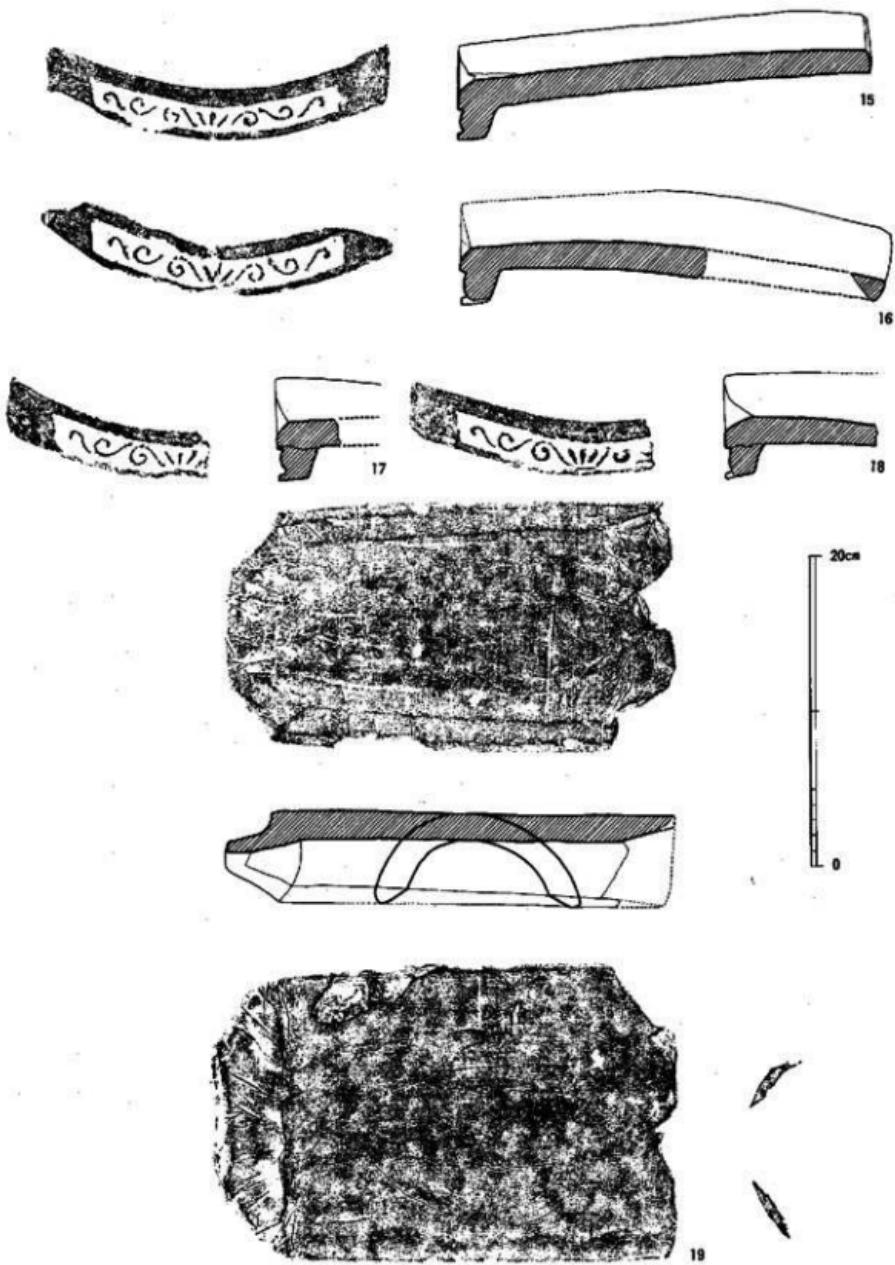
第7図 出土遺物実測図



第8圖 出土軒瓦實測圖



第9図 出土軒平瓦・軒平瓦実測図



第10図 出土軒平瓦・丸瓦実測図



第11図 出土平瓦実測図

15. 外区素文縁の幅1.7cm、高さ1.0cmを測る。史蹟名勝天然記念物調査報告書第四輯で1928年に国際飛行場埋め立てのために本丸長矢倉跡の土砂が掘り取られ、矢倉下から出土した瓦が報告されている。内一点がこれらの瓦と同范である。報告には「巴瓦は鎌倉時代の餘風を存し、巴の頭部が稍尖銳である、鑄は鋭く尾は長く曳て珠紋帯を缺でおる。唐草瓦は其紋様が簡単で空疎なようでも上品に見ゆる。是等は長矢倉に使用されたもので、瓦として上等の場所に使われたものとは思われぬ。」と記されている。6は右廻りの巴は頭部と胴部の境が不明瞭で、頭部は半坦である。珠文数は11。外区素文縁の幅1.8cm、高さ0.8cmを測る。7は右廻りの巴文の中心に付点を配している。巴は尖り気味の頭部から長く尾をひき珠文帯と内区巴文の間に圓線に続く。珠文数は16前後。外区素文縁の幅1.7cm、高さ1.0cmを測る。8は左廻りの巴の頭部は丸く小さく珠文より一回りの大きさで、尾は短い。珠文帯と内区巴文の間に界線を配し、珠文数は11。外区素文縁の幅2.5cm、高さ1.0cmを測る。9は左廻りの巴の頭部は丸く大きく尾は長く半周ほど廻る。珠文数は17前後。素文縁の幅が3.5cmと幅広い。10は9と瓦当面は同范であるが、瓦当部が厚い。

**橋文軒丸瓦(1)** 素文の周縁の内側に黒田家紋の左三つ巴藤の替紋の橋紋を配する。SK02出土。

**菊花文棟込瓦 (2・3)** 二重の3弁の菊花文瓦である。3はSK01出土。

**軒平瓦 (第9・10図、図版10・11)** 外縁上部が面取りされる。

**唐草文軒平瓦 (4~18)** 4・5は中心飾の3弁の花文から均整唐草文が派生し2回反転する。脇区は広い。6は中心飾部分を欠失するが、4・5と同范のものである。7・8は中心飾部分を欠失し、同范のものである。中心から4回反転する均整唐草文が派生する。脇区は広い。線で表現され2本の横線が入った宝珠の中心飾付近のみが残存する11・12の均整唐草文が7・8に近く同范の可能性がある。11は瓦当部が厚い。9の唐草文は5~8が唐草というよりは蕨手に近い形状を取るのに対し、幾分写実的で脇区は狭い。10の唐草文は巻きが小さく、脇区が広い。15~18は中心飾の3弁の花文から均整唐草文が派生し3回反転する。瓦当幅は狭く、脇区は広い。瓦当接合部を除く凹凸部に離れ砂が残る。SD11上面出土。

**丸瓦 (第10図、図版12)** 表面は完全に成形され、凹面の内側両側面と端面、玉縁部を面取りする。SD11上面出土。

**平瓦 (第11図、図版12)** 側縁の断面形状は凹面側が稜をなし、凹型台を用いた一枚作りの平瓦である。SD11の基底部に敷かれていた。

## V 小 結

今回の調査区域は本丸天守台の東側斜面と平坦面に相当するが、斜面では天守台石垣根石列、平坦面では建造物遺構や雨落ち溝が検出され、当初の予想外以上に遺構の残りが良好であることが確かめられた。『筑前国続風土記附録』には小早川氏入城時の絵図が載せられているが、本丸天守台の東側には南北四十七間、東西八間の空間が表現されている。宝蔵は天守台の東北に配されている。また、福岡県立図書館所蔵の黒田氏入城時の絵図には、天守台の東側に寶藏と記されている。平坦面で検出された溝状遺構と梁間2間、桁行3間以上の掘立柱建物にまとめられる柱穴群が検出された。前者を布掘り、もしくは上面に礎石を据えた掘り込み地業とした場合、後者を身舎もしくは間仕切りと見なすことができようが、遺構検出面が表土直下で確認されたことで、両者が同時に存在したものか、建て替えによるものかを明らかにすることはできなかった。平坦面検出の遺構を向拝と間仕切りをもつた長大で堅牢な建造物遺構とした場合、絵図に記された宝蔵を見なすことができよう。

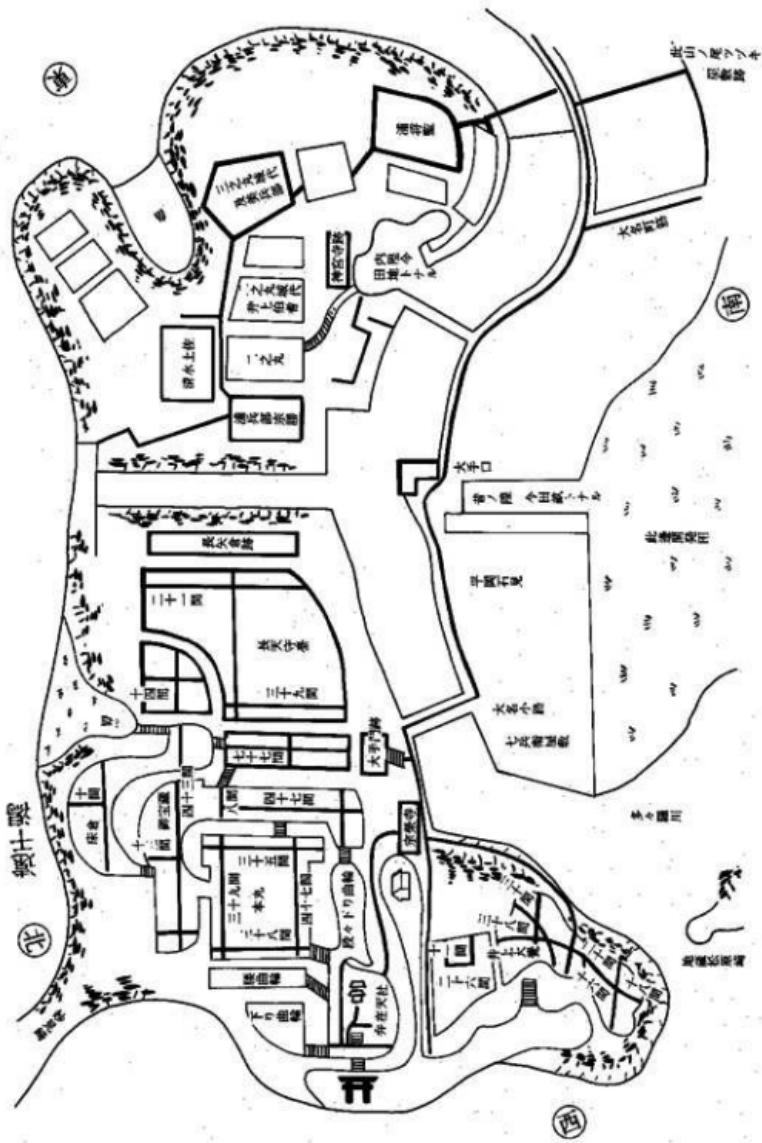
斜面では天守台石垣根石列が検出されたが、試掘調査で今回の調査対象区域外のさらに天守台の側で石垣が確認されている。今回の調査で検出した石垣のほとんどが根石であったのに対し、さらに天守台側で確認された石垣の残存は良好である。福岡城築城の際に、搬出されたとする石材は拡張後のもので、埋め殺しにされていた拡張前のものにまでは搬出の手が及ばなかったのであろう。

石垣根石列の裏込め上面で夥しい量の瓦片が出土したが、雨落ち溝S D11上面出土の瓦当幅が狭く、脇区が広い新しい様相を呈する軒平瓦は出土していない。雨落ち溝S D11は今回の調査で検出した遺構の中でも新期に属する。

今回の本丸天守台東側の調査は名島城跡の全域からするとほんの一端にすぎない。しかし、国際飛行場、火力発電所、団地等の建設によって壊滅状態とされてきた遺構が、発掘調査によって確認され、中世末から近世初頭にかけての築城技術を知る上での貴重な資料が得られた。今後は名島城跡全体の規模、残存状況の把握に努めるべく、詳細な分布、遺構確認調査が必要である。

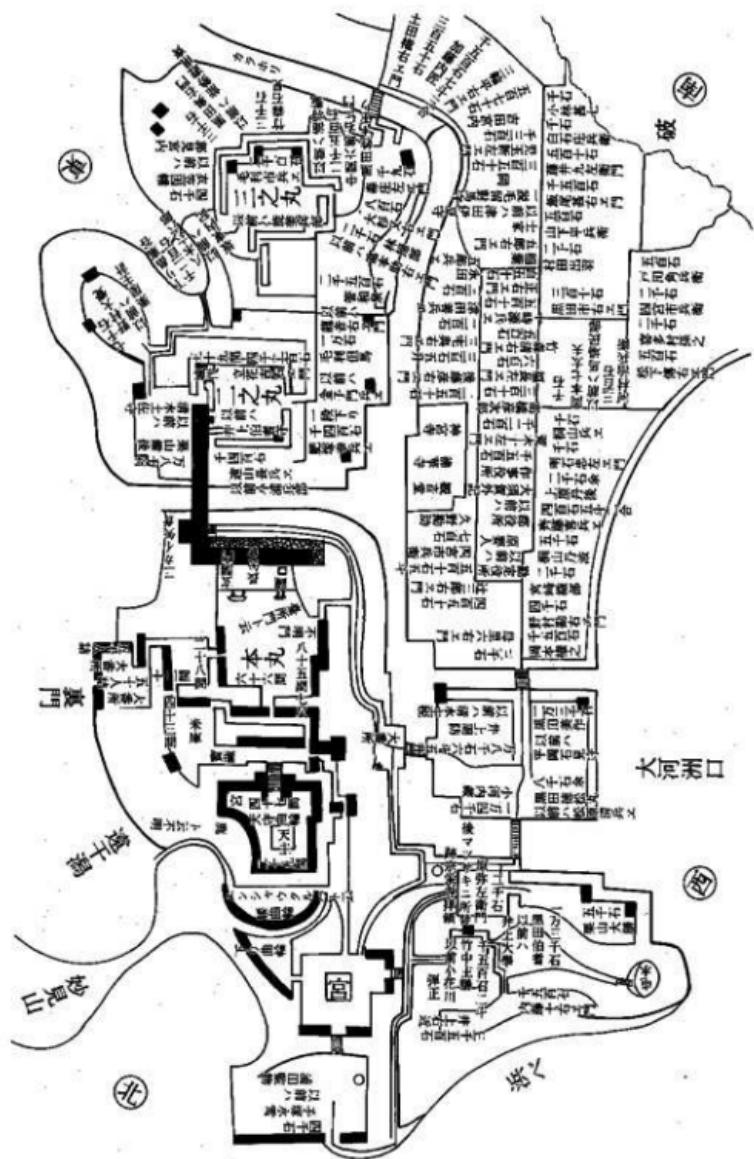
### 註

- (1) 福岡市教育委員会 1990 「名島古墳調査報告」『福岡市立歴史資料館研究報告』第14集
- (2) 石垣の石材については、九州大学理学部地質学教室下山正一先生の御教示をたまわった。
- (3) 島田寅次郎 1928 「名島城址」『史蹟名勝天然記念物調査報告書』第4編福岡県



第12圖 名島城絵図（小早川氏入国時）

第13図 名島城絵図（黒田氏入図）



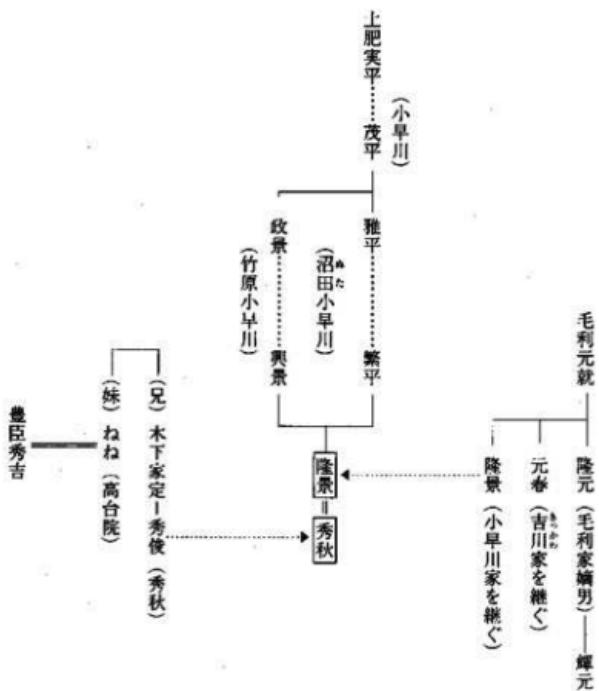
## 名島城関係年表

和暦	西暦	月 日	で き ご と
天正15 (1587)		5. 8	島津氏降伏し、秀吉の九州平定なる。
		6. 12	秀吉、博多の町割を命ずる。
		6	小早川隆景、筑前一国・筑後国二郡・肥前国一郡半を与えられる。 黒田孝高、豊前国六郡を与えられる。
			秀吉、博多に座令を出す。
		11. 24	神屋宗湛、小早川隆景に謁見する。
天正16 (1588)		2. 20	小早川隆景、神屋宗湛に博多の家作りを島井宗室と協力して行うことを命ずる。
		25	小早川隆景、名島築城を始める。
		7. 24	毛利輝元、小早川隆景・吉川広家とともに上洛し、秀吉に謁見する。
天正17 (1589)		正. 2	小早川隆景、名島に茶会を催す。
		11. 22	小早川隆景、神屋宗湛らに名島・博多の町家の建設を命ずる。
天正19 (1591) 閏正. 18		小早川隆景、御笠都二日市に送り伝馬や名島・三原間の書状伝達についての禁制を出す。	
天正20 (1592)		正. 5	秀吉、諸将に明國出兵を命ずる。
		4. 13	第一次朝鮮出兵（文禄の役）始まる。隆景、第六軍として出兵。
		21	秀吉、名島に着陣する。
		8. 24	豊臣秀次、京都・大坂及び名護屋間の次夫・次馬・次舟の制度を定める。
文禄2 (1593) 閏 9. 21			小早川隆景、朝鮮より帰国する。
文禄3 (1594)		10. 1	小早川隆景、家臣桂景種に羽柴秀俊の名島下向について書状を送る。
		11. 13	羽柴秀俊、小早川隆景の養子となる。
		25	小早川隆景、菖崎宮の樓門を建てる。
文禄4 (1595)		2. 8	名島で織田元辰、茶会を催す。
		10	名島で山口玄蕃頭宗永、茶会を催す。
		8. 5	小早川隆景、神屋宗湛に三原までのお迎え舟の派遣と名島の町屋の修理について命ずる。
		9. 20	小早川秀俊（のちの秀秋）、筑前国に下向する。
		10. 29	名島で小早川秀俊、茶会を催す。博多の松ばやしを見る。
		11. 16	小早川隆景、備後国三原に帰国する。

文禄5(1596)閏7.13 山口玄蕃頭宗永、嘉麻郡・早良郡に15か状の指令を下す。

- |             |   |
|-------------|---|
| 慶長 2 (1597) | 2. 第二次朝鮮出兵（慶長の役）始まる。<br>5. 22 小早川秀俊、大坂を出発し、朝鮮に出陣する。<br>6. 12 小早川隆景、備後国三原で没する。                         |
| 慶長 3 (1598) | 4. 2 秀吉、小早川秀秋を越前国に移し、石田三成を筑前国代官とする。<br>20 山口宗永、朝鮮国西生浦の守備を命ずる。<br>6. 16 石田三成、博多へ到着する。<br>8. 18 秀吉、没する。 |
| 慶長 4 (1599) | 2. 5 小早川秀秋、再び筑前・筑後・肥前国を支配する。  |
| 慶長 5 (1600) | 9. 15 関ヶ原の戦い。この年黒田長政、筑前国に入部する。  |
| 慶長 6 (1601) | 黒田長政、福岡城の建設に着手する。   |

小早川氏関係系図



此外功名富貴の望無御座候間、可レ蒙ニ御見許、由申上られければ、家康公是を感じ思召、然らは其意に任へ、き由仰出さる。此時如水京都東山する谷の邊に寄宿し給ひしが、三河守殿を始め、諸大名御旗本の諸士の見廻使者日々たへず、門前市をなせり。其後御暇給て筑前に下り給ふ。

名鷲の城ハ三方海にて要塞よしといへとも、境地かたよりて城下狹き故、久しく平らぎを守るの地にあらずとて、如水・長政城郭に宜しき地を察し、「給ふに、住吉の里ハ博多に近く山に遠し、其上四方より環り向ふの地にて然るるべき處なれど、平地にして要塞なし。箱崎ハ前に海あり。左右に川有て要塞よし。其上沙地なれハ城を築き堀をほり、土功をなすに容易かるへし。然共東に多々良川あり。西に那珂川あり。若大敵をうけハ両方の川近くして水攻の患あり。荒津の山ハ三面ハ海にて岸高し。南一方に堀をほらバよき要害なるへけれども、獨海中に出て陸地につゝける所只一方にして、四方より環り向ふの地にあらされハ、是亦かたよりて諸士を城の四方に居らしめ、工商を其近邊に集めて一國を守るの地にあらす。其上土地かはきて崩れやすく、俗に所謂死山と號する地なれハ、城郭を築くへからず。」名鷲より「一里坪」の方那珂郡皆固村の近所、福崎といふ處、「如水・長政の心に叶ひし故、城地を見立經營して、山に據て城を築き郭をかまへ、四方に濠をほり廻し、要害をかたくし給ふ。城の名を福岡と號す。是は長政の先祖、黒田左近大夫高政・下野守重隆父子共に、備前國邑久郡福岡の里の人なれば、其本を思ひ出て先祖の住所の名を用て名を

つけ給ふ。唐・虞・夏・殷・周の名も、皆いにしへの帝王其初居給ひし處を以て名づけ給へり。「周先生の舊里の名をとりて、其居れる所の溪を、淮溪と名づけられしも亦然り。」是本を重んじ始を忘れざるの意なり。本を軽んじ始をわする、ハ、仁人孝子の心にあらず。如水・長政も其本をわすれずして、今大國の主となり給へとも、猶先祖の居處を思ひ慕ひて、其築ける城に名付給ふ事、誠に厚き志なり。其後名鷲の城はこはち給ふ。長政ミづから城郭の造作をはかりいとなみ、日々其功縁を察し給ひしかば、諸臣も萬民もつとめて意たらすして速に城郭を築き、久しうからずして功成れり。やがて城の内外、諸士の宅、菴を並べて作り出せり。工商の家も、戸をつらねて、肆を開き貿賣をなせり。(後略)

〔黒田家譜 卷之十四〕

(一九九三年一月四日)

## 一九名 鳥城

此城ハ立花・馬守・安達・義貞始て築て端城とせり、天正十五年、秀吉公西征あり、筑前國及び筑後國にて二郡、肥前國にて二郡を小早川隆景に賜り、九國の押へとし給ふ。若九州變あらば、毛利家より中國勢を指遣し、隆景を助くへとの謀と聞へし、秀吉公自ら經營ありて要害を定らる。隆景は七年此國を領し、金吾・秀秋を養子とし國を譲り、備後國三原の城に退きて隠居せらる。父子相續十三年の間當城の主たり、慶長五年、此國を黒田長政に賜わり、入国有て此城に住給ふ。其後福岡の城を改め築かる。此城ハ西北に海あり、南に多々良川を廻らし、東の方陸地に櫻木能き要害とぞ、風景もあさやかにして、懷古の情おのづから眼中にうかみいて、見所多し。

### 「筑前名所圖會」(權屋郡)

長政ハ十二月八日に先家臣を遣へし、名鷲の城を譲とらせ給ふ。此城は天正十五年秀吉公より筑前を小早川隆景に賜りし時、始て此城は天正十五年秀吉公より筑前を小早川隆景に賜りし時、始てきづき給へる城にて、其養子秀秋まで二代の居城なり。小早川中納言秀秋の方より、家臣勝浦官内・兼久藏人・杉原信昌出合て、名鷲の城を渡しける。長政ハ豊前より筑前にて、飯塚の大菴院

## 二〇 名鷲城譲取

## 二一 福岡城築城

に寄宿し給ひ、此中大なる御用屋敷の附、豊前よりの往来、如水・長政・大膳院を始めとする所ゆえ、是れを御用屋敷と云ふ。同十一日始て名鷲の城に入たまふ。中津に在し家人も皆遠々に筑前に移る。豊前京都郡と田河郡のさかひなる七曲嶺をこえ、嘉摩・穗波をへて、名鷲・博多にいたるもあり。あるひは中津より船にのり、赤間閣・蘆屋洋を過て来る者多し。妻子家財等多くハ船にのせ来る。又豊前に在し商人・諸職人・寺主の僧など、如水・長政をしたひて跡より来る者も多し。

「黒田家譜 卷之十三」

## 慶長六年 如水五十六歳 長政三十四歳

正月元日、長政名鷲の城にて家中諸士の禮をうけ給ふ。如水は入國したまひし時、先博多の宗祇町にかりに屋宅を定め、しばらく此處に住給ふ。家人も皆其邊に居住す。如水・長政相議して、諸臣に恩賞の地を與へ祿をまし給ふ。

其後如水筑前より立て上京し給ふ。家康公今度の大功を感じ給ひ、上方におるて別に恩賞の地を願ふへき由にて、領地の所柄をも望にまかせらるへき由懇に仰られ、其上朝廷に御執奏有て官位を御すゝめ、自今以後天下の軍政萬事仰合さるへき由、仰出されければ、如水かしこまつて、台命誠にかたじけなくハ候へとも、年老殊に病者にて精力衰へ候へは勤成かたく候。墨息甲斐守に筑前を被シ下候間、甲斐守が養育を以て、安樂に餘命をおくり申度候。

此所に、初立花但馬守鑑載<sup>かずのり</sup>が築きし立花の端城あり。天正十五年秀吉公西征し、其年の夏、筑前國及筑後國の内、三井、三原二郡、肥前の内、基肆、養父二郡を小早川隆景に給はり、九國の押へとし給ふ。若九州に變あらば、毛利家より中國勢を指遣はし、隆景を助けて、亂を靜めらるへきとの心つかひとと聞えし。隆景の城地をは名鷗に墾くへして、秀吉公みづから經營有て、要害を定めらる。同十六年二月廿五日、城營作の事始あり。亂世の内なれば、營作をいそがる。然る故、城大なれと、其功運に成ぬ。隆景は七年此國を領し、宮中納言に任せらる。秀吉公北政所の兄、木下肥後守の季子金吾秀秋を養子として、國を譲り、備後國二原の城に退きて、隱居せられ、慶長二年六十三歳にて卒せらる。秀秋相續て國を領せらる。是を後の筑前中納言と號す。大正十五年より、慶長五年迄十四年か間、父子相續て當城の主たり。其ノ子秀忠に傳せらるゝも、慶長五年有終に傳せらるゝも長五年、東照宮天下を平均させさせ給し後、此國を長政に賜り、秀忠は備前美作に改め封せらる。

長政公其年の冬入國有て、此城に住玉ぶ。然るに此城三方に海あり、一方には山つゝき、城下の境内せばくして、久しく大國を守る地に非すとて、其父如水と相謀し、翌年より福岡に城を築かる。これに依て、名鷗の城の石壁櫓等悉く崩して福岡に運漕せり。名鷗の城北なるを本丸とし、其南につゝきたるを二丸とす。是は本丸より廣し。今は畠と成て、其字井上といふ。是隆景の家

一八  
名鵠古城

臣井上伯耆が居たりし故也。其南にほり切あり。其址を今は宗勝と云。是家臣浦兵部宗勝が居たりし故也。城址の前なる圃は、皆士大夫の宅址也。商人の居りし町は、南のひきみ山の下に少ありしとかや。此町を福岡に移されし所名鳴町也。松崎村に近き東の山上に、隆景の家臣杉原下野が宅の跡あり。名崎より箱崎への通路、溝溝ては水をわたり行事成難として、大橋を渡されける。其橋の長百間餘有しと云。今わたししと云所、則橋きはの跡也。むかひの地蔵松原のみきはにも、橋のありし所に石あり。

本編に詳なり。城跡の廣狹諸士の宅地は圖中に記しぬれは茲にもらしぬ。

の城に退きて、隱居せられ、慶長二年六十三歳にて卒せらる。秀  
秋相續て國を領せらる。是を後の筑前中納言と號す。大正十五年  
より、慶長五年迄十四年か間、父子相續て當城の主たり。其門一  
有馬、喜作也  
有馬、喜作也慶長五年 東照宮大下を平均させさせ給し後、此國  
を長政に賜り、秀秋は備前美作に改め封せらる。

長政公其年の冬入國有て、此城に住玉ふ。然るに此城三方に海あり、一方には山つゝき、城下の境内せばくして、久しく大國を守る地に非すとて、其父如水と相謀し、翌年より福岡に城を築かる。これに依て、名鷲の城の石壁櫓等悉く崩して福岡に運漕せり。名鷲の城北なるを本丸とし、其南につゝきたるを二丸とす。是は本丸より廣し。今は畠と成て、其字井上といふ。是謹景の家

○妙見嶋 榊才天の社の北海中にあり。潮干ぬれは歩行にてもわ  
たる。神功皇后三韓より御降臨のとき船具を納めし所也。故に今も風濤烈しき時は鉢及矢の根など砂中より出るといふ。又大正年  
中陸景鷹在城の時、博多の商家神屋宗満此嶋にて點茶を體け陸景  
鷹を委まいらせし事、宗満日記に見えたり。

一、三拾人 同七丁

鷹飼又兵衛尉

以上鐵炮數貳百八丁

「清水五郎左衛門」宛の同様の内容のものがある。

「萩藩圖書錄 卷二五 清水宮内」

長崎松原の事、かれ木えた木をとるへからす、若たち木井えたを

十萬石の二月半、廿二日二十六日

日野左近

一月廿日二月半、廿二日二十六日

清水五郎左衛門尉

一月廿日二月半、廿二日二十六日

仁保民部少輔

一月廿日二月半、廿二日二十六日

村上三郎兵衛

一、五 石田三成禁制

箱崎松原の事、かれ木えた木をとるへからす、若たち木井えたを  
もきり候ものあらは、見つけき、つけ次第、なしまへつけきたる  
へく候、可加成敗候、つけきたるものニハほうひすへく候、又見  
かくしき、かくし候ハ、其身の事ハ不及申、かくし候もの、し  
ゆうるいともニ可成敗もの也

慶長三年

七月五日

治部少輔 善判

「筑前國續風土記附錄」(卷之三十四 裏椿屋郡 上)

一六 黒田如水狀寫

宗像水夫遣候日記到來請取候、仍名船より福岡へ遣候道具、此浦  
ヘ申、一月夜やとい可申候、其爲兵糧壹人ニ七合五勺免可遣候、  
手前ニ木無之候ハ、可申越候、代官所へ切かミ可遣候、恐々謹言

六月晦日

如水 御判

高橋彦二郎殿

「高橋家文書」、「黒田御用記」高橋忠左衛門分)

卯月廿日 山口玄蕃頭 (花押)

村上三郎兵衛殿

「宮窪町保管 村上水草文書」

御普請人數遣候儀質所翻符次第二候、無承引監毛利壹岐守相談候  
て被加御成敗候ても不苦候、以上、

之事、

百姓等田畠取上作毛方、禁制之事、

一山林竹木ぬすミ切ニ不可有之、用儀子細候者、理可承、隨其  
切手可還事、

一上儀御用等事、時代官署給人何々在々、名鶴奉行申次第、馬  
人不寄夜中出之、可相賄之事、

一於高麗御城米返辨之儀、惣國割符之迄、以且納給人可運上車、  
一右木進分并御城米返辨且納之內、庄屋敷使年寄共、可請取置、

一右木進分并御城米返辨且納之內、庄屋敷使年寄共、可請取置、  
不納之時者、百姓可爲辨事、

一詰夫事、任御定旨、貳千石二壹人宛事、  
如此被仰出之上、違犯之罪有之者、名録及注達、不可用者  
也、

文祿五

後七月拾三日

早良郡

山口玄蕃頭（黒印）（花押）

來ノ簡所ノ紙纏目  
裏ニ黒印アリ

「檜垣元吉氏所藏文書」

「轟麻郡」宛の同様の内容のものがある。

（「白井正氏所藏文書」（嘉穂地方史 古代中世編）所取）

慶長三年

西生浦在番人數帳

四月廿日

百廿四人

鐵炮三十壹丁

村上三郎兵衛尉  
杉太郎兵衛尉

六拾四人

同拾六丁

門住所小兵衛尉  
黒木與兵衛尉

五拾六人

同拾三丁

進藤太郎左衛門尉  
中鶴治右衛門尉

拾八人

同貳丁

管新九郎  
江口九郎右衛門尉  
同人預り鐵炮

拾貳人

同壹丁

同廿丁  
同壹丁  
林二郎右衛門尉  
同人預り鐵炮

拾四人

同廿丁

同廿丁  
同壹丁  
林二郎右衛門尉  
同人預り鐵炮

拾十人

同廿丁

同廿丁  
同壹丁  
林二郎右衛門尉  
同人預り鐵炮

拾五人

同拾五丁

同人預り鐵炮  
明石彦三郎  
村上助右衛門尉

拾人

同壹丁

同廿六丁  
同壹丁  
内海市兵衛尉

西生浦在番人數帳

候也、

極月廿五日（秀吉朱印）

名嶋  
留主居中

「大日本古文書 家わけ第十一 小早川家文書」三七七

八月五日

隆景（花押）

## 二 小早川隆景書狀

尙々今月廿日をきり二、三原上着干要候、此日限しかと無油  
断、其元より罷上候様ニ可被申付候、中納言殿御打立之日限

前可被申候、爲心得候、

中納言殿名嶋御下向、年内者相延候、然者博多之年寄共之儀、宗  
室其外三人罷上、宗湛ハ御茶屋以下可肝煎之由、最前申下候、  
右之分御下當年相延候間、宗湛・宗室其外年寄中悉兩人同道候て、  
先日申下日限ニ爰元着候様ニ進物隨身候て、可罷上之過、堅固可  
申付候、於此表御祝儀申させ可申候、宗室・宗湛兩人へ備可申聞  
候、不可有油斷候、謹言、

十月一日 隆景（花押）

桂宮

「神屋文書」

## 三 山口宗永衆々

覺

一文祿四年未進分并種食かし米事、當給人且納を以可爲告濟之  
事、

一在々米留事、

一借錢借米賣懸かい懸當御年貢皆濟之上を以相應ニ可及算用  
事、

一御定判刑之件を以可斗内事、

一銀子替之事八木金五石二  
銀子替四百石二

銀子替四百石二

一津出四里者百姓持、其外者駄貨米、但壹里ニ付貳升免之事、  
一於所拂分者、百姓四里持之不可及沙汰事、  
一代官給人領地方、逗留中自勝可有之、所ニより薪ハ百姓可及  
馳走事、

## 一二 小早川隆景書狀

尙々中納言殿初而御下向之儀候間、年寄共相談、何端可達聽  
走事、不可有油斷候、

此度中納言殿御供申、其許下向候、然者至三原御迎船、從津内可遞  
馳走候、并御供衆宿所之用意候、名嶋町屋取締之儀、是又不可有  
緩候、委細手市宗新左・高又・弘藤右可申聞候、恐々謹言、

草書拜見仕候

○コノ文書ハ、天正廿年、若クハ文祿二年ノモノナルベシ。

太閤様御自筆

とまり

一ふかへとまり

一なし同

一むなかたあいのま

一あしやとまり

一こくらあいのま

一せき同

一なかとうとまり

一はふあいのま

一山ひとまり

一はなをかとまり

一くかあいのま

一おかたとまり

一てんしあいのま

一ひめちあいのま

一あかじとまり

一ひやうあいのま

一「大日本古文書 家わけ第十一 小早川家文書」(小早川

家御付書寫) 四

九 長東正家書狀

以上

今度都無異儀御引取、殊從大明之勅使有御同道、日本へ被差渡候事、御手柄不及是非候、大閤様御機嫌 御推量之外候、

一御馬御弁領之御禮狀、具披露申候、重而可被成 御朱印之由候間、自是可申入候、

一勅使同道にて、兩四人名護屋へ參上被申候、仕合能候間、先以可御心安候、貴殿御分別御才覺之段、各具被申上候、其段ハ勿論之儀と、御意候て、御惑不斜候、其様子重而可申入候、

一朝鮮御仕置之様子、條々被仰含、石治、大刑、小攝兩三人、一兩日中被差遣候、增右ハ勅使渡海之御遠、被爲留置候、今度大明ヲ御和平之儀、日本之都へ被仰達、勘定之上、可被成、御返事之旨候、

一名鷹御留守居衆、切々申談事候、猶御用之儀可被仰越候、聊不存穢意候、恐惶謹言、

一五月十九日 長東大藏大輔 黃報

正家(花押)

隆景様  
五  
五月十九日

黄報

「大日本古文書 家わけ第十一 小早川家文書」四一六

一〇 署臣秀吉朱印狀

鯨一喉到來之候、近浦江寄候哉、希有之儀候、猶石田木工頭可申

尚さ、ねかハくハ井肥御さきへ可被差下候、箱略宿引付申何属

相属候て待せ可申候、御下向御恩奏あるましく候、かろくと

當風ニめされ可然候、以上

「萩藩閥間錄 卷五 毛利宇右衛門」

可被仰付事專一候、猶兩人可申候、恐々謹言

十一月八日

隆景 御判

伊賀與三郎殿 御宿所

「萩藩閥間錄 卷五十 國司吉右衛門」

#### 四 小早川隆景条々

一 當町おくりてん馬之事、所々往返の衆みたりニ申かくるの由候、いつかたの仁たりといふ共不可承引事

一 名鷗・三原所用之儀、奉書の仁は甚ざたむるの間、其外ハ不

及沙汰事

一 京都の御用あらハ、黒田官兵衛守殿、毛利壹岐守殿、加藤主計頭殿、小西攝津守殿、此かたの御紙對面名鷗に到來は、

堅固送へし、そのほかハ無證文は用へからざる事

右様々、於違背之輩者、堅可威懾科者也、仍如件判

天正十九年閏正月十八日 左衛門佐

「筑前國續風土記附錄」(卷之十一) 御笠郡 中 所取

御陣へ御用節、御飛脚事、何時も御朱印次第、筑前宗像より同名  
鷗送、早速可相届旨、堅可申付候也、

一月日 (秀次朱印)

筑前宗像にて

小早川代官

態申入候、來正月廿日を限、悉至名鷗足頭等被指越、先以陣屋向

之林にて御在宅肝要候、廣鷗・三原是年内召候、關白殿唐渡

彌御養定候間、名鷗普請等年明候者可申付候条、御手前之儀此節

#### 八 隆臣秀吉上洛諸泊次第寫

「大日本古文書 家わけ第十一 小早川家文書」三〇二

此數奇御意二入、其後近年マテ御難談ニ被仰出候也、

戊午月十日朝

一 隆景様 御會 宗藩 宗室

右 敷奇 付落也、

(後略)

「宗藩日記」(某道古典全集 第六卷)所收

## 二 小早川隆景書狀

(後略)

〔馬東吉〕  
己丑十一月十日到來從壽才

宗藩

壽才

上國以後相過無音候、其方無事之通簡要候、名鳴・博多兩町家等  
出來候様ニ心遣專一候、猶井又右・柱官所江申下候、謹言、

(天正十七)十一月廿二日 隆景(花押)

「神座文書」(東京大學史料編纂所叢書影寫本より)

## 三 小早川隆景書狀

一 七内方藤兼同道有而急度下向候由得其意候、拙者事茂大納言殿  
御煩ニ付差急罷上候矣、飛居候内ニ御下着候様ニ追々早飛脚可  
被遣候事肝要候、來廿日爰元可罷立候

御方様之御事、条々御公役繁キ通御理をハ承分候へ共去年廣島  
以來之辻と申、双方御親體間と申、是非中一日之御逗留ニテ御  
下向待申候、元祥被下候へハ實而ニて候、藤兼是茂御宿老、近年始而御  
替候様ニ談合申度候間、是非共御下向候ハ不叶儀候、被對  
我等候て茂、年能候間、年頭御見舞御不足ニハ成間敷かと存  
候、元祥被下候へハ實而ニて候、藤兼是茂御宿老、近年始而御  
替候様ニ談合申度候間、是非共御下向候ハ不叶儀候、被對  
同道候て御媒事要候、無入御候へハ万端打置申候て調申ましく  
候

木引彼は御覽に付面、爰元中一日之御逗留御下向、輝元御氣色  
あしく候ハ、廣島途參上可申分候、其段可御心安候

一 御宿は御方様も七内・藤兼も箱崎ニ御座候可然候、是も去々  
年御覽候様ニ、數々小屋むきにて候へ共、静々と御座候、名鳴  
之町は家一つも無御座上、普請衆彼是人ましり候て、中々之儀  
候条、可被成其御心得候、但轉多ニ可有御出候哉、其段は可爲  
御好候、去々年被成御宿候番椎へ御とぞり候て、箱崎へ御着肝  
要候、董やへ御着之日限、先様へ早飛脚御下候ハ、路次まで  
御迎可送之候、御方様は兵糧之御支度なさるましく候、箱崎御  
宿へ兼而可送之置候、かろくと御下肝要候、何ニて茂候へ御  
用候ハ、井又右被仰聞請可申候、不可有御氣遣候、た、廿日よ  
り内御着候様ニ御急事一迄候、恐々謹言

閏正月七日

隆景 御判

元氏 申給

した。その際、名島城の石垣・櫓・門などは福岡城築城のために再利用されたという。年次六月晦日付高橋彦一郎宛ての黒田如水書状によると、宗像の水夫によって「名島より福岡」へ「道具」が輸送されていることがわかり、当時の状況がうかがえる。なお、現在名島城の遺構として伝えられているものは、福岡城址にある通称「名島門」のほか、博多区千代崇福寺の唐門や宗像市大穂宗生寺の山門などである。

最後に名島城関係の絵画資料について簡単に触れておきたい。まず名島城の絵図としては福岡県立図書館所蔵のもの、「筑前國風土記附錄」所収のものが代表的なものとされる。特に前者は黒田氏入国当時の絵図として豊富な内容を持つており、北に本丸、その南東に二の丸、さらに堀切をはさんで三の丸を配置し、黒田氏家臣の配備とともに、井上春忠（二の丸）や乃美宗勝（三の丸）など小早川氏時代の家臣らの配置の様子もわかる。また、名島城址の景観図としては「筑前國風土記附錄」所収のもの、「筑前名所圖会」所収のもの（名島古城図）がいずれも海側から俯瞰した形で名島城址のほか弁財天社・施石などの様子を伝える。

以上、名島城関係の資料について簡単に紹介してきた。今後更に新たな考古学上の発見がなされ、すでに知られている文献・絵画資料と合わせて検討することによって、名島城の歴史的性質がいつそう明らかになることを期待して、結びとしたい。

天正十六年（一五八八）二、肥後國二キヲコリ、上方ヨリ諸勢御下ノ時、小早川トノ數奇ヲナサレ、大名衆ニ御茶被遣候事、日々茶道御相伴ニ宗満罷出也、其餘マテハ名島ノ漢ニカヤ屋ヲメサレ、不斷御座處ナリ、サンロヘハ箱崎主坊屋敷ノ内ニ、御カゴイヲ被成、ソノ次ニ二疊半ノ敷奇屋、カヘハ杉ノ青葉ニテシトメ、風爐ニテノ茶湯也、御振舞ハ廣間也、御振舞ハ三月朔日ヨリ、

（中略）

一名島御城取之夏、戊子二月廿五日御普請始也、

同三月六日二御普請御見舞ニ御出候時、白練一徳利、重箱三重二御肴人進上仕候ヘハ、妙見島ト名島トノ間ノ漢ニテ被仰出テ致御供、此漢ニテ御酒キコシメサル、此ネリハ昔ノ味ノヤウナリト御褒美候也、御盃ヲ宗満被下テ、其時ニ九村ヲ召出、ナニソツ申候ヘトノ御意ニテ、フロフキノ狂言仕候、ソノ時、花ノ代ニ属ヲ九村ニ出候ヘハ、隆景様御機嫌ニテ御褒美候也、

同廿七日

一名島ノ妙見島ライテ、隆景様御茶申候事

トマフキニカコイ仕、壁ハ青柴ニシトミ、入ノ路地ニハ岩ノ上ヲ道ニ取ナシテ、茶屋ノ内ニハ石ヲ立、蓋ヲスヘ、水指ニハ高麗ノスリ鉢、炭斗ニハサウケ、此外取合物也、殊外御キケンニテ満足仕也、

一 隆景様 クルメノ侍從殿 井上又右 御三人

同次二、丸村 了己 勇才

同一番座二、鶴新右 桂官 手市 栗四兵

る。こうして名島城とその周辺の城下町は長い時をかけて段階的に建設、整備されたのである。慶長二（一五九七）年、第二次朝鮮出兵（慶長の役）で秀吉は出陣するが、前線での絶率な行動を問われ即時召喚、越前國に転封され、その後新たに石田三成が代官として筑前國に入国する。その後秀吉の死去によって朝鮮出兵は終結し、小早川秀秋の筑前復讐が実現する。こうした一連の過程で筑前國を統治する者は常に名島城に入り、そこから命令を発した。小早川秀俊の後見人として筑前国内の政務に深く携わった山口玄蕃頭宗永は文禄五（一五九六）年に国内諸都に十五ヶ条からなる指令を行ない、石田三成は慶長三（一五九八）年に箱崎松原の伐採についての禁制を発しているが、違反した者の届け出はいずれも名島城に行なうよう命じている。また同年四月には朝鮮國西生浦城への四次にわたる番部隊の派遣を山口宗永が定めているが、その場合も発進基地を名島城としている。このように、名島城は豊臣政権期を行なうよう国内を支配する政治拠点であるとともに朝鮮侵略の軍事拠点としての機能を持続けたのである。

さて、秀吉の朝鮮侵略戦争はそれを支える十分な輸送体系の構築を必要とした。こうした人員・物資の輸送や情報伝達の中継点として名島城は位置付けられた。すなわち、天正十九（一五九二）年閏正月十八日に陸路は御笠郡二日市に対し、送り伝馬の整備のほか、彼の本国である備後國三原と名島城間の文書や、秀吉政権あるいは黒田孝高・加藤清正ら九州の大名からの文書運送についての具体的指令をおこなっている。これは朝鮮出兵の計画が日程に上った

のを受けて、刻々と変化する政治情勢への迅速な対応をめざしていられた現れと考えられる。勿論、秀吉自身も命令伝達の迅速化に特に注意を払っており、その代表的なものが「縦（次）飛脚」の設置であった。天正二十（一五九二）年には名島—宗像間の「縦（次）飛脚」を「何時度御朱印次第急速可奉還」と、情報通信の安定的な確保を隆景に強く求めている。

また先に引用した「宗藩日記」には、名島城およびその周辺で催された茶会の記事がしばしば登場する。天正十六（一五八八）年三月二十七日には名島妙見堂で、同十九（一五九一）年四月十日には弁財天社で、ともに隆景主催の茶会が催された。また天正十七（一五九九）年の正月には、名島城で隆景をはじめとして後の重臣らがあつて主催者となり、宗藩を迎えて茶会が催されていることが確認でき、隆景家臣の構成も具体的に知ることができる。更に、名島城に下向したばかりの小早川秀俊のもとに宗藩の子金十郎が出向いた話や、その秀俊が「博多ノ松はやし」を名島城内で見物した話など興味深い記事を数多く載せていく。

さて、慶長五（一六〇〇）年九月、闇ヶ原の戦いで徳川方が勝利を収めた結果、東軍側への転向をはかり、その勝利に貢献する形となつた小早川秀秋は備前・美作五十万石に増加・転封され、同年冬新たに黒田長政が筑前國に入国する。この時長政は最初名島城に入城し、家臣を各所に配置するが、三方を海に囲まれ、東は山統の立地条件や城下町発展の困難さから翌年より郡河郡賛助村福崎の地に新たに城を築き、黒田氏の故地にちなんで「福岡」城と命名

# 名島城関係資料について

本多博之

名島城は天正年間に小早川隆景が多々良川河口の海辺に築いた城である。このたび名島城跡の発掘による考古学的成果の報告を行なうとともに、名島城に関する文献資料もあわせてを紹介したい。

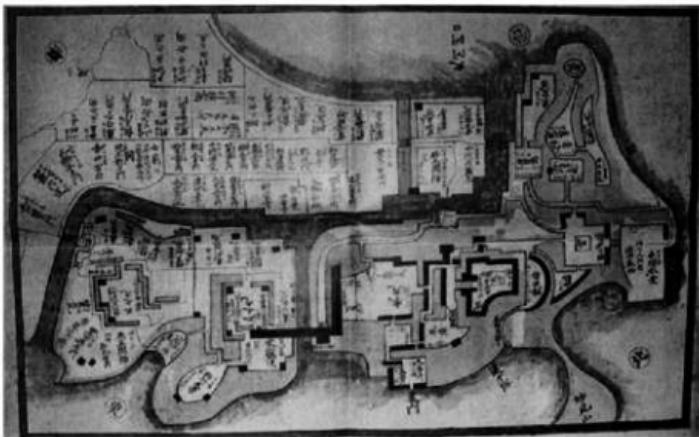
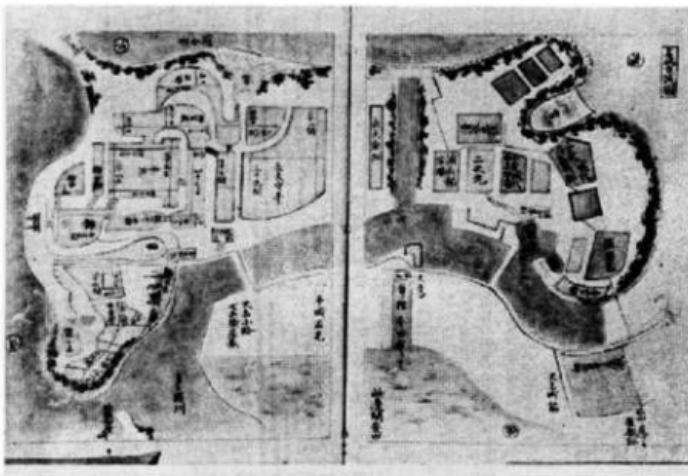
但し、紙数に限りがあるため、ここでは名島城の建設に直接かかわるか、もしくは名島城の性格を具体的に知ることのできる資料を中心に選んで掲載した。

名島城はもともと戦国大名大友氏の家臣である立花鑑藏<sup>（よしのぶ）</sup>が天文年間（一五三三～五五年）に立花城の支城として築いた城である。天正十五（一五八七）年、豊臣秀吉によって九州平定がなり、九州の国割りが実施される。毛利元就の三男として生まれ、兄吉川元春とともに甥である輝元を補佐し、毛利氏権力の一翼を担っていた小早川隆景が秀吉からそれまでの伊予國に替わって筑前一国・筑後國二郡および肥前國一郡半を与えられる。彼は当初立花城を居城とするが、領国統治に不便を感じ、海辺に新たな城を築くことにした。交友時代に支城としての役割しか持たなかった小さな城が、これを機に領国統治の拠点としての性格をわかつに帯びることになったのである。

名島城の築城は天正十六（一五八八）年二月二十五日とされている。それは当時の博多の豪商神屋宗湛の茶会記である「宗湛日記」に当日が「御普請始」とあることからうがえる。この名島城の建

設にともない城下町の建設が進められ、宗湛や島井宗室などの博多の豪商が動員された。すなわち、隆景から宗湛・寿才宛ての天正十七（一五八九）年十一月二十二日の書状に「名島・博多両町家等出来候様ニ心遣専一候」とあり、博多の復興事業と並行して行なわれたことがわかる。しかし、この城下町建設は必ずしも順調には進まなかつたようで、天正十九（一五九一）年閏正月の時点でも「名島之町は家一つも無御座上、普請衆彼是入ましり候て、中々之儀候」と見えるように、城郭の建設に比して城下町の整備は思うようには進展しなかつたようである。しかしその後、朝鮮出兵が計画にのぼつてから城郭の普請は積極的に進められた模様で、天正十九（一五九一）年十二月八日の伊賀与三郎宛ての隆景書状には「閏白殿唐淺赤御儀定候間、名島普請等年明候者可申付候条、御手前之儀此節可被仰付事專一候」とある。また文禄四（一五九五）年には小早川秀俊（のちの秀秋）が氣前國に下向する。彼は秀吉の正室北政所の兄木下家定の五男で、もともと秀吉の養子として育てられていたが、秀吉の側室淀に男子（のちの秀賴）が誕生するに及び、新たに小早川隆景の養子となり、隆景の領地をそのまま相続したのである。そして、彼の下向に際して名島城下町が整備された。すなわち、同年八月五日には隆景から神屋宗湛に対して三原までのお迎え船や秀俊の御供衆の宿舎の用意とともに「名島町屋」の整備が命じられてい

# 図版





1. 調査区全景（南東から）



2. 建造物遺構（南から）



1. 調査区全景（南から）



2. 天守台を望む（東から）



1. 石垣根石列（低いアングルで 北東から）



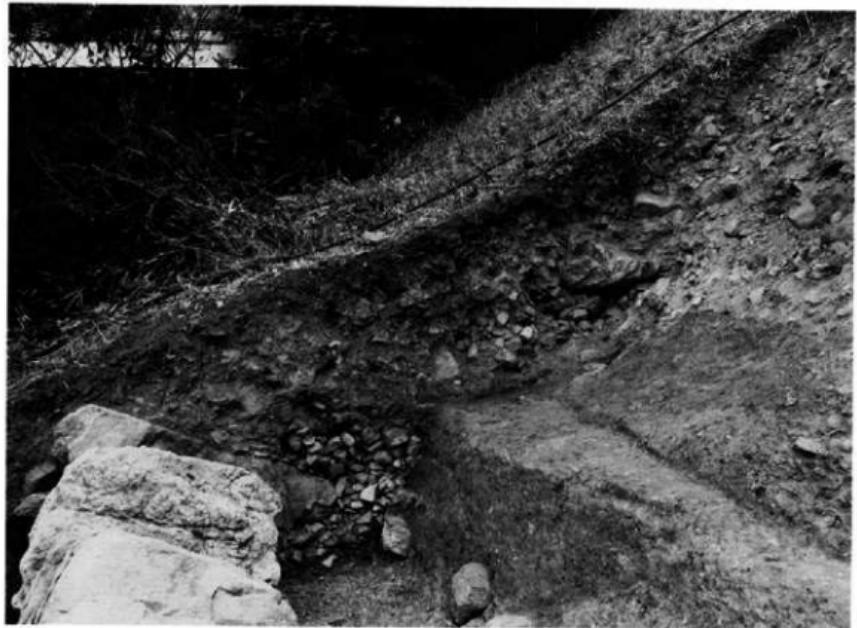
2. 石垣根石列（低いアングルで 南から）



1. 石垣根石列（低いアングルで 北東から）



2. 石垣根石列（裏込めを取り除いた後 北東から）



1. 石垣南壁（北から）



2. 石蔵（南から）



1. 調査区北東端拡張区（南西から）



2. 調査区南東端（西から）



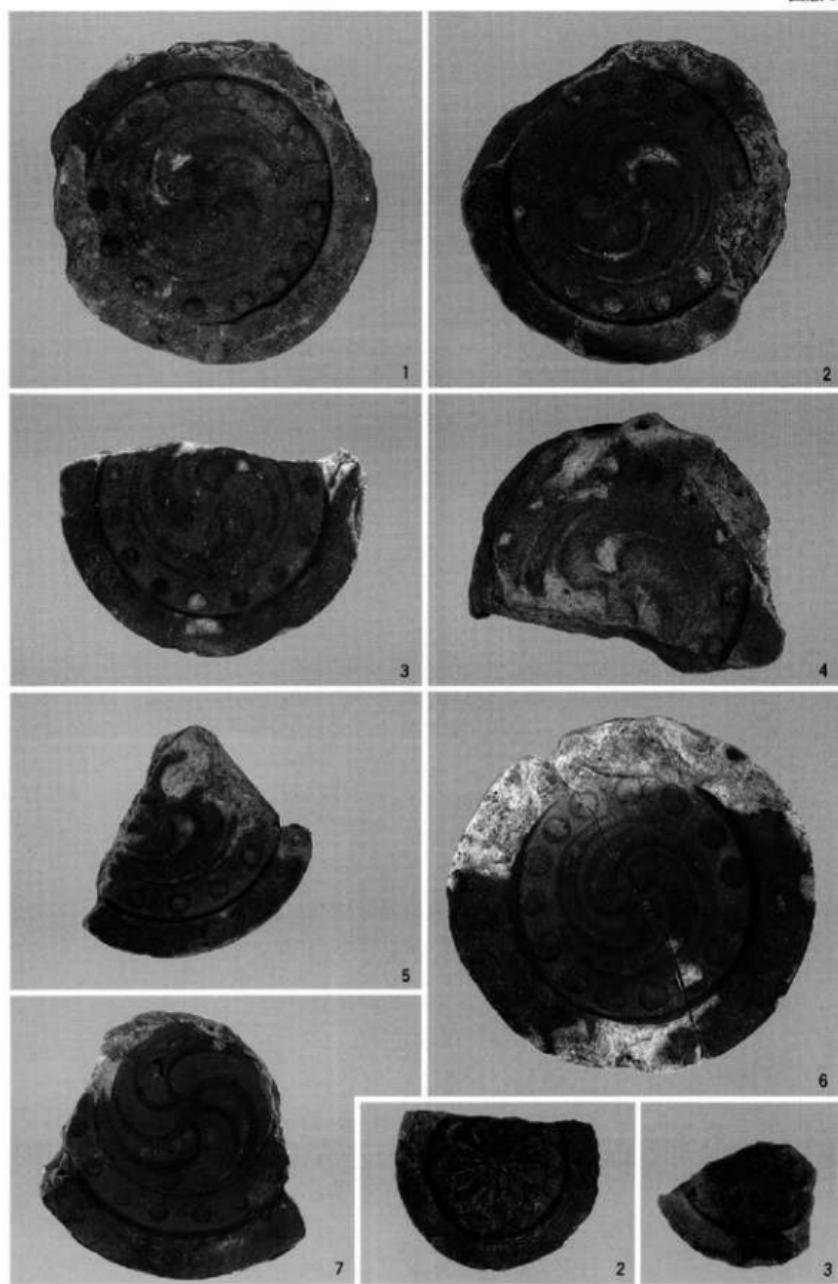
1. 雨落ち溝（西から）



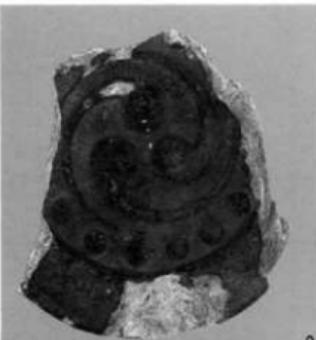
2. 試掘トレンチ内石垣（東から）



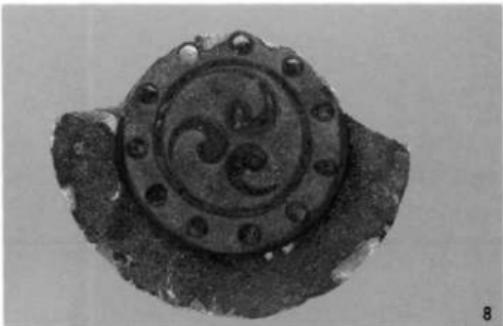
名島城跡空中写真



名島城跡第1次調査出土軒丸瓦(1)



9



8



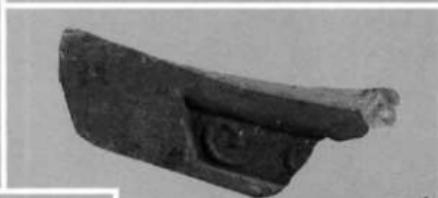
1



10



5



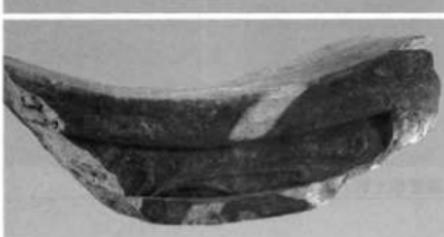
6



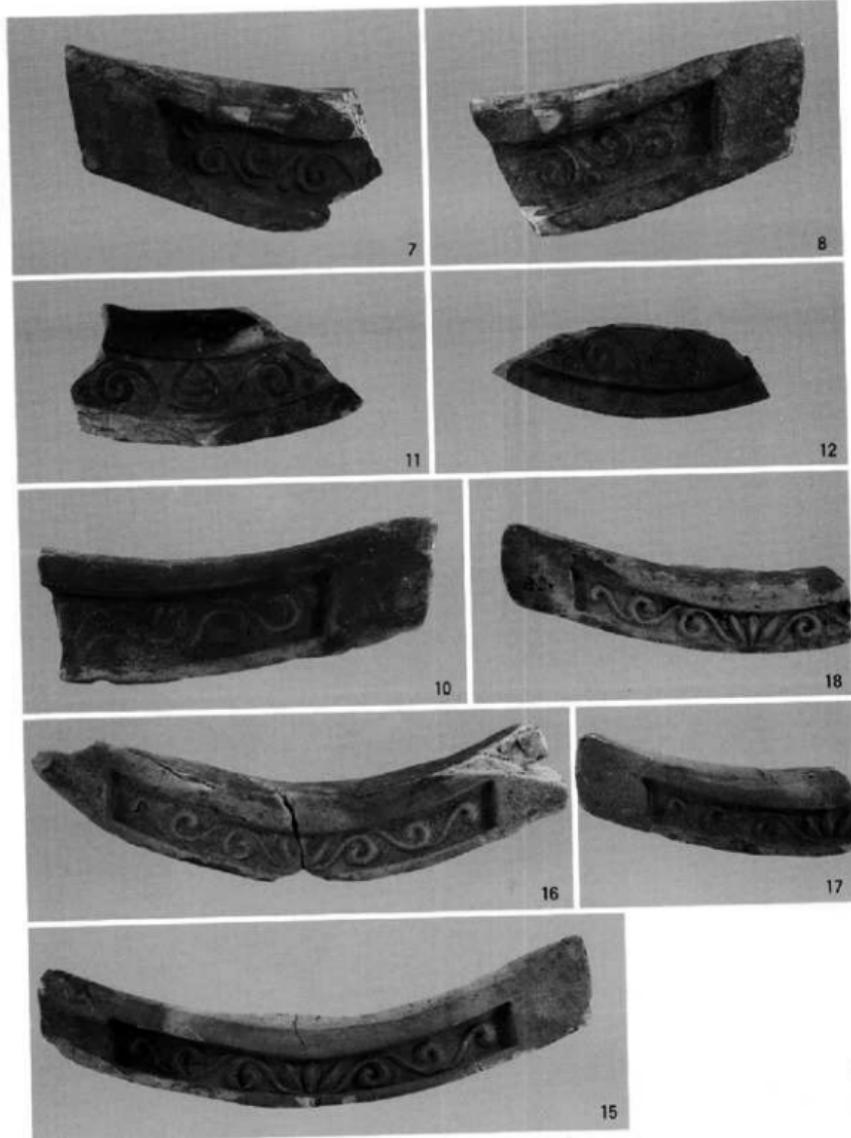
4



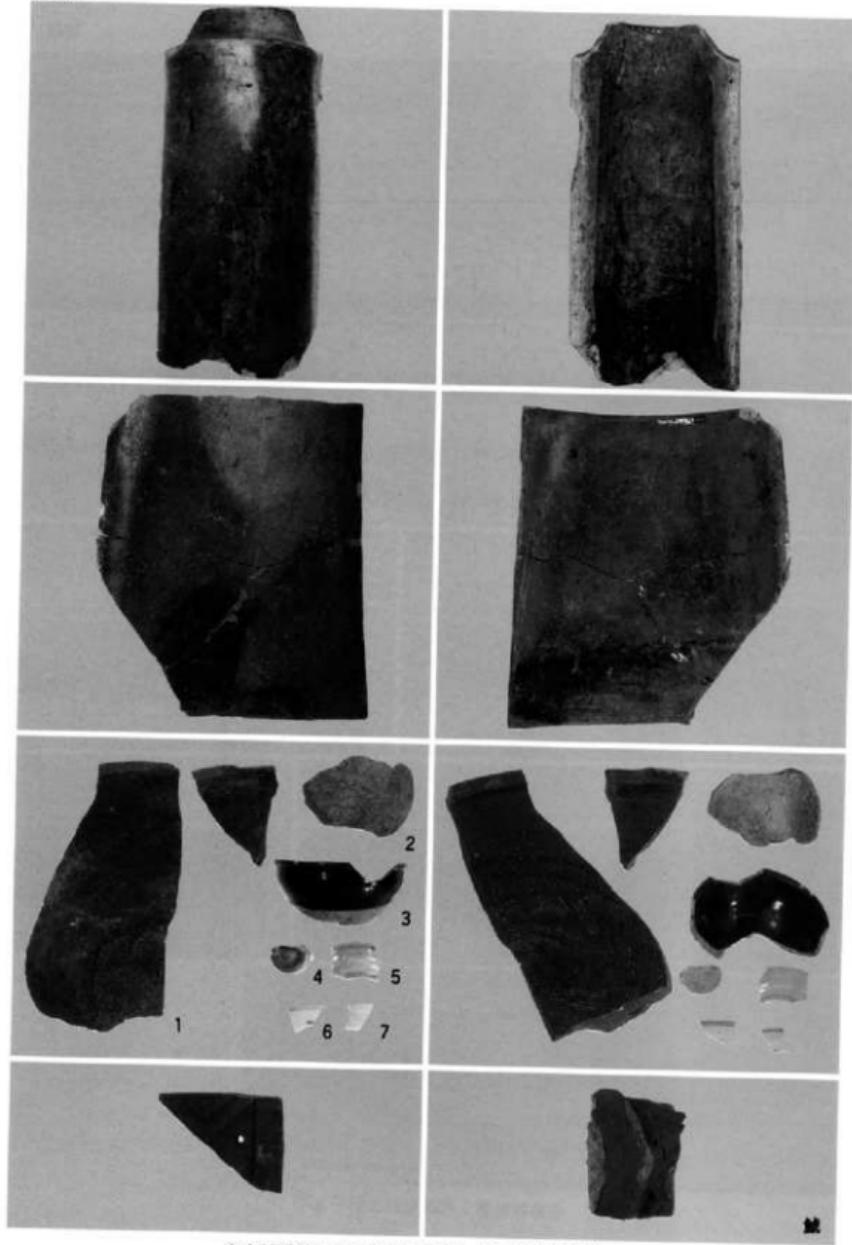
9



14



名島城跡第1次調査出土軒平瓦(2)



名島城跡第1次調査出土丸瓦・平瓦他出土遺物

---

# 名島城跡 I

福岡市埋蔵文化財調査報告書第318集

1993年（平成5年）3月31日

発 行 福岡市教育委員会  
福岡市中央区天神1-7-23  
印 刷 ダイヤモンド印刷株式会社

---

